

Circular Future Action

循環未来アクション

—大阪市一般廃棄物処理基本計画—

(案)

大阪市

目 次

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け.....	2

第2章 ごみの概況

1 ごみ処理の現状	3
2 これまでの取組の概要	8
3 ごみ処理の現状と課題及び今後の方向性.....	12

第3章 基本計画

1 基本理念	20
2 基本方針	21
3 計画期間	22
4 計画目標	22
5 計画量	23
6 本計画で取り組む施策体系	25
7 具体的施策	26
8 ごみの処理	41
9 災害対策	51
10 生活排水（し尿等）の処理	51
11 計画の進行管理	51

第4章 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本事項	52
2 食品ロスの現状	54
3 削減目標	58
4 推進する施策	59
5 計画の推進体制	62
6 計画の進行管理	62

第1章 計画策定の考え方

2

1 計画策定の趣旨

4 大阪市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「持続
5 可能な循環型社会」の形成をめざし、これまで、ごみの適正処理という観点だけでなく、
6 3R（リデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））
7 の取組を市民・事業者の皆さんとともに積極的に進めてきた結果、ごみ処理量はピーク時
8 の半分以下となり、焼却工場の稼働体制の縮小など大きな成果を達成してきました。

9 令和2（2020）年3月改定「大阪市一般廃棄物処理基本計画【改定計画】」（以下「前
10 計画」という。）では、SDGs¹の視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえ、食品
11 ロスやプラスチックごみの削減など新たな施策により、一層のごみ減量を進めることとし
12 ていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に減少したごみ量は、
13 社会経済活動の回復とともに、ごみ処理量が増加しています。

14 現在、国内外においては、カーボンニュートラル（脱炭素）²、サーキュラーエコノミー
15 （循環経済）³、ネイチャーポジティブ（自然再興）⁴に係る取組など、持続可能な社会
16 の実現に向けた動きが加速しています。国では、令和元（2019）年にG20大阪サミット
17 において共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に基づき、2050年までに海
18 洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロの実現をめざすとともに、令和4（2022）年
19 4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源
20 循環法」という。）を施行し、令和6（2024）年8月閣議決定の「第五次循環型社会形成
21 推進基本計画」では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けるなど、ごみ処理・資
22 源化を取り巻く状況は大きく変化しています。

23 一方、本市では、現在、若年層の流入や外国人住民をはじめ人口の増加傾向が続いている
24 ほか、高齢化の進展、インバウンド⁵（訪日外国人客）の増加、自然災害のリスクの高まり
25 といった多くの課題に直面しています。

26 こうした社会経済状況を踏まえ、市民、事業者、地域コミュニティ、観光客をはじめとした
27 来阪者などあらゆる主体との連携のもと、持続可能な循環型の未来社会をめざして、
28 SDGsの達成、循環経済への移行、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるとともに、将
29 来にわたって適正なごみ処理を安定的に継続していくため、「大阪市一般廃棄物処理基本
30 計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹SDGs（持続可能な開発目標：平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール等から構成されている。）

²カーボンニュートラル（脱炭素）：ライフサイクル全体で見たときに、二酸化炭素（CO₂）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態のこと。

³サーキュラーエコノミー（循環経済）：資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムのこと。

⁴ネイチャーポジティブ（自然再興）：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

⁵インバウンド：インバウンド関係ごみは、原則インバウンド関連事業者の事業系廃棄物として排出される。

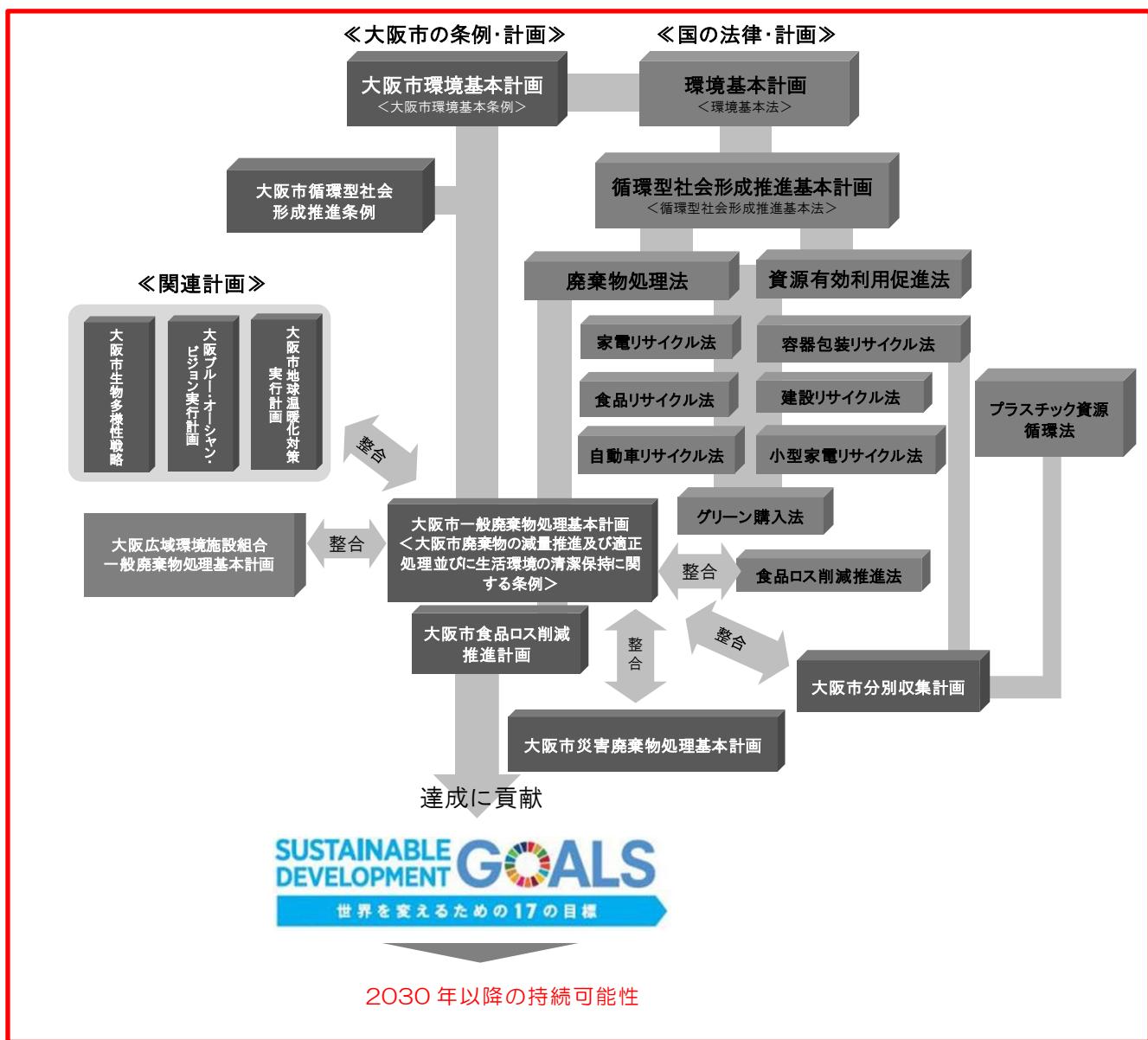
31 2 計画の位置付け

32 本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。) 第
33 6条第1項に基づき、市域内的一般廃棄物の処理について定めるものです。

34 また、本計画は、大阪市環境基本計画の分野別の計画として、位置付けるとともに、
35 大阪市のごみ焼却処理事業を担っている大阪広域環境施設組合(以下「環境施設組合」と
36 いう。)が策定する「大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画」との整合を図ります。
37

38 さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」とい
39 う。)第13条第1項に基づく「市町村食品ロス削減計画」にも位置付けるとともに、海
40 洋プラスチックごみ削減につなげる「『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』実行計画」
41 をはじめとする関連計画との整合も図ります。

42
43 〈図1〉「大阪市一般廃棄物処理基本計画」と関連計画等との関係



68 第2章 ごみの概況

69 1 ごみ処理の現状

70 (1) ごみ排出量の推移

71 昭和 40 (1965) 年頃までは、大阪市のごみ排出量⁶と人口（夜間人口）との間に
72 一定相関関係が見られましたが、昭和 40 年代以降経済活動が活発となり、市民の生活
73 水準も向上すると、**生活様式も様変わりし、大量消費・大量廃棄が進み、使い捨て商**
74 品の普及等によりごみの急増を招いた結果、平成 3 (1991) 年度のごみ排出量は、昭
75 和 40 (1965) 年度の約3倍となりました。

76 大阪市では、急増するごみの処理に対応すべく、焼却工場の建設等ごみ処理体制の整
77 備を進める一方で、各種のごみ減量・リサイクル施策を推進してきました。

78 家庭系ごみについては、平成 6 (1994) 年 **10月**から資源ごみ、平成 17
79 (2005) 年 **4月**から容器包装プラスチックの分別収集を市内全域で実施し、平成 25
80 (2013) 年 10 月には古紙・衣類の**分別収集を市内全域に拡大するとともに、分別徹**
81 底のため、**分別ルールの守られていないごみの残置による啓発指導を開始しました。**

82 また、市民の自主的な活動を促進するため、平成 11 (1999) 年度から資源集団回収
83 活動に対する支援を実施するとともに、平成 26 (2014) 年度からはコミュニティ回
84 収⁷を導入し、より一層、資源集団回収活動の活性化を図っています。その他、平成
85 18 (2006) 年 10 月から粗大ごみ収集の有料化、平成 20 (2008) 年 1 月からの
86 中身の見えるごみ袋による排出指定制度の導入、平成 29 (2017) 年 4 月からの古
87 紙・衣類の持ち去り行為等の規制などの施策を順次実施してきました。

88 事業系ごみについても、平成 5 (1993) 年度から開始した特定建築物⁸に対するご
89 みの減量指導や、平成 4 (1992) 年度以降数回にわたるごみ処理手数料の見直しによ
90 る発生抑制を図るとともに、事業系ごみの適正区分・適正処理の推進のため、平成 21
91 (2009) 年度から焼却工場への産業廃棄物混入の排除、平成 25 (2013) 年 10
92 月からの資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止と搬入不適物**を搬入した**収集業
93 者・排出事業者への個別の啓発・指導、平成 28 (2016) 年度からの一般廃棄物**再生**
94 利用業の指定制度の拡充などの施策を実施してきました。

⁶**ごみ排出量:**家庭や事業所から排出されたごみのうち、大阪市収集量（大阪市が収集した量）及び許可業者等搬入量（許可業者（大阪市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者）及び排出者自ら市長が指定する処理施設に搬入した量）で大阪市資源化量（大阪市が資源化した量）を含む。

⁷**コミュニティ回収:**大阪市が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり収集を行うもので、原則、小学校区を単位として大阪市と同じ排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した回収業者が収集を行うもの。

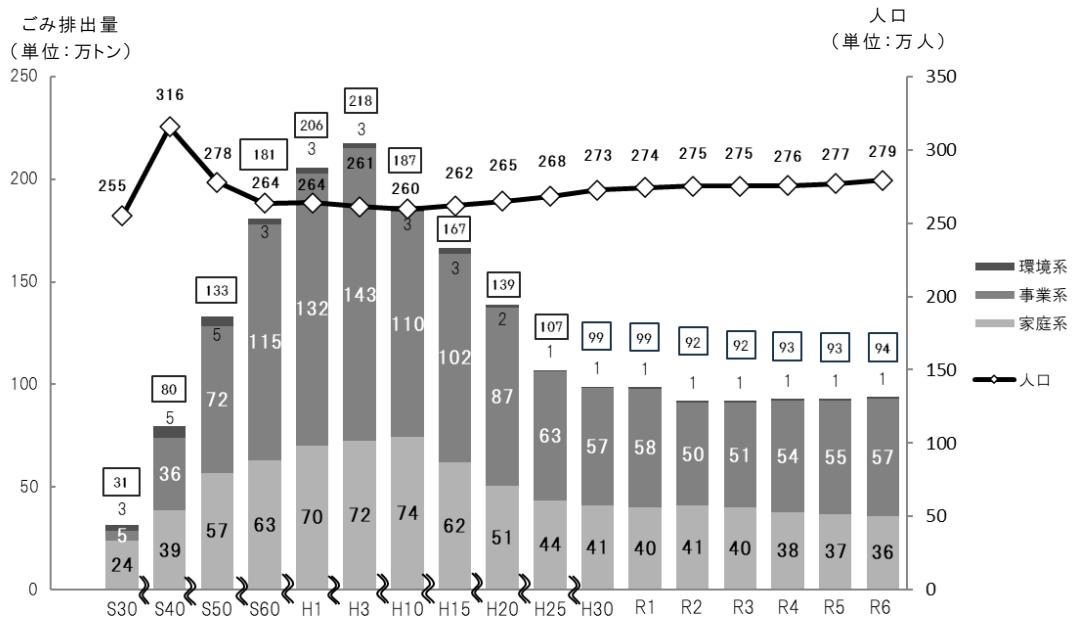
⁸**特定建築物:**次のとおり市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物

- 1 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物
- 2 事務所の用途に供される部分の延床面積が 1,000 平方メートル以上の建物
- 3 製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が 3,000 平方メートル以上の建物
- 4 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- 5 その他、市長が特に必要と認める建物

また、家庭系ごみと事業系ごみ共通の施策として、平成31年（2019）年3月からは、新たにプラスチックごみと食品ロスの削減目標を定め、分野別の施策に取り組んできました。

こうした結果、平成3（1991）年度をピークとした大阪市のごみ排出量は、施策の浸透や市民・事業者の皆さんの意識の高まりと行動により大きく減少してきましたが、増加傾向となっています。

〈グラフ1〉ごみ排出量と人口の推移



〈表1〉ごみ排出量の推移

年度	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成元年度	平成3年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	254.7	315.6	277.9	263.6	263.7	261.3	259.6	262.0	265.1	268.4	272.5	274.1	275.2	275.1	275.7	277.1	279.2
世帯数	58.0	85.3	90.8	97.7	103.8	106.0	114.2	121.8	129.0	135.3	141.3	144.6	147.0	148.3	150.6	153.1	156.4
ごみ収集量・搬入量																	
家庭系	普通ごみ	20.3	35.4	54.2	57.9	63.7	63.3	56.7	44.2	36.8	33.3	32.5	32.6	31.9	30.5	29.2	28.4
	粗大ごみ	0.7	3.9	2.3	4.4	6.0	7.8	7.4	1.8	1.2	1.3	1.6	1.8	2.0	2.0	1.9	1.8
	資源ごみ	—	—	—	—	—	0.0	2.7	2.5	2.9	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.4	2.3
	容器包装プラスチック	—	—	—	—	—	—	0.5	2.3	2.0	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	1.9	1.8
	古紙・衣類	—	—	—	—	—	—	—	—	0.9	2.0	1.9	1.9	2.0	2.0	1.9	1.9
	臨時ごみ	2.8	0.1	0.4	0.7	0.7	0.9	0.9	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 A	23.8	39.4	56.9	63.0	70.4	72.4	74.3	62.3	50.6	43.6	41.2	40.5	41.1	40.5	38.7	37.0
事業系	業者ごみ	4.9	27.0	63.8	103.9	120.8	130.6	100.1	91.9	82.7	61.2	56.0	56.7	48.8	49.7	52.7	54.5
	持込ごみ	—	8.5	7.8	11.0	11.6	11.9	9.7	9.6	3.2	1.5	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0
	臨時ごみ	—	—	—	—	—	—	—	0.7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計 B	4.9	35.5	71.6	114.9	132.4	142.5	109.8	101.5	86.6	62.8	57.3	57.9	49.9	50.7	53.8	55.5
環境系	計 C	2.7	5.4	4.6	2.9	2.8	2.7	3.0	2.7	1.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
	合計 A+B+C+D+E+F+G	31.4	80.3	133.1	180.8	205.6	217.6	187.1	166.5	138.9	107.1	99.3	99.0	91.6	91.7	93.0	93.7
処理処分量	資源化 D	—	—	—	—	0.3	0.8	2.8	3.1	4.3	5.0	5.9	5.9	6.1	6.1	5.9	5.5
	焼却 E	4.5	32.2	94.9	147.2	173.9	178.3	170.8	163.4	134.6	102.1	93.4	93.1	85.5	85.6	87.1	87.4
	プレス他 F	3.5	0.0	12.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埋立	直接埋立 G	23.4	48.1	25.6	33.6	31.4	38.5	13.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	焼却灰	0.0	8.2	34.9	38.4	43.1	45.3	37.6	33.5	27.0	17.3	14.3	14.4	13.5	12.8	13.3	14.7
	計	23.4	56.3	60.5	72.0	74.5	83.8	51.1	33.5	27.0	17.3	14.3	14.4	13.5	12.8	13.3	14.7
資源化の取組	大阪市	—	—	—	—	—	0.8	3.7	4.0	5.7	5.8	6.7	6.5	6.9	6.6	6.3	6.2
	資源集団回収	—	—	—	—	—	—	—	2.5	3.6	4.1	4.2	4.3	3.8	3.6	3.4	3.2
	特定建築物	—	—	—	—	—	—	13.3	15.8	18.5	24.6	29.0	29.3	25.7	30.4	25.9	26.1
	計	—	—	—	—	—	0.8	17.0	22.3	27.8	34.5	39.9	40.1	36.4	41.1	36.1	35.5

注1：単位は「人口」（各年度とも10月1日現在）、世帯数は「万世帯」（各年度とも10月1日現在）、ごみ等の量は「万トン」

注2：「容器包装プラスチック」は、容器包装プラスチック

注3：「臨時ごみ」は、平成19年度に「家庭系ごみ」から「事業系ごみ」に区分変更

注4：「資源化」の量は、「資源ごみ」、容器包装プラスチック・古紙・衣類を資源化した量と粗大ごみなどの破碎処理後の金属回収量の和

注5：「大阪市」の量は、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」、「業者ごみ」中の資源ごみ・容器包装プラスチック收集量と破碎処理後の金属回収量の和

注6：「特定建築物」の量は、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」による量

118 (2) ごみ処理量（焼却量）の推移

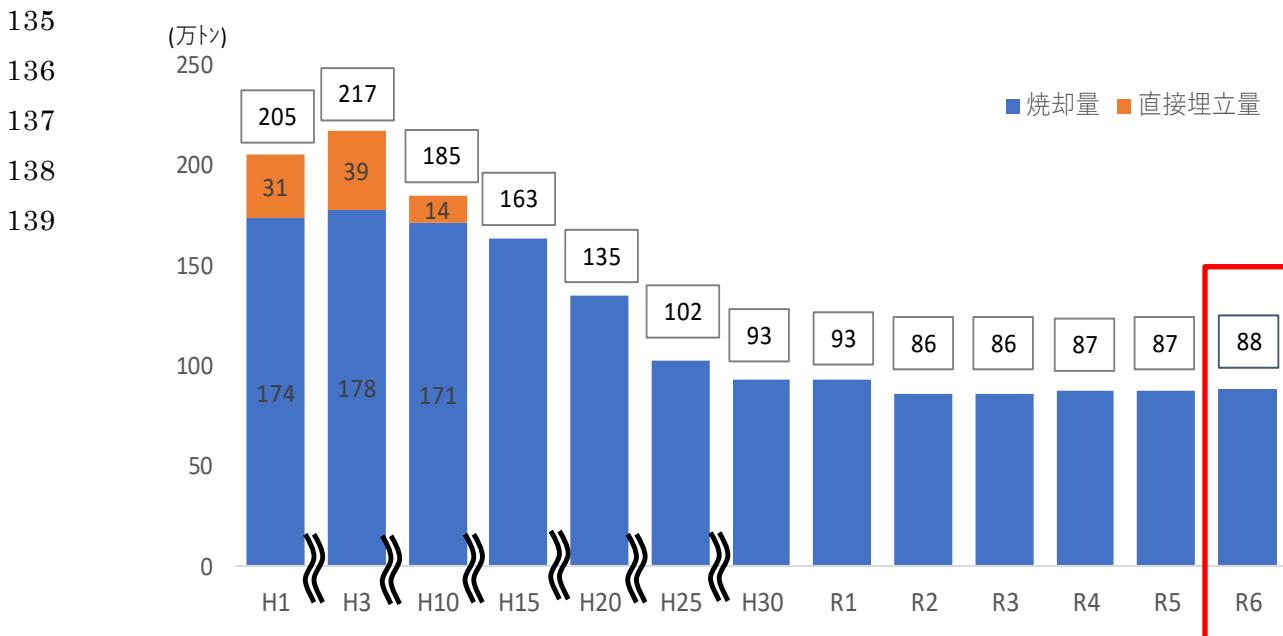
119 令和6（2024）年度のごみ処理量（焼却量）は88万トンで、ピーク時であった平
120 成3（1991）年度217万トンの半分以下となっているものの、新型コロナウイルス
121 感染症拡大防止の影響により、令和2（2020）年度に86万トンまで削減されたごみ
122 処理量が、令和4（2022）年度には増加に転じ、社会経済活動の回復・活性化とともに
123 に増加傾向となっています。

124 一方、大阪市では、ごみ減量の進捗に伴い、平成20（2008）年12月以降、10
125 工場稼働体制から稼働焼却工場数を削減し、平成26（2014）年3月には、7工場稼
126 働体制まで縮小しました。

127 平成27（2015）年4月から、環境施設組合が焼却処理事業を行っており、平成
128 28（2016）年度からは、6工場稼働体制により事業を運営します。引き続き安定的
129 にごみの焼却処理を行うためには、ごみの增量を抑制していかなければなりません。

130 また、焼却処理により生じた焼却灰の最終処分を行う大阪市唯一の最終処分地であ
131 る北港処分地（夢洲1区）⁹をできるだけ長く活用していくために、ごみ減量を推進す
132 る必要があります。

133
134 <グラフ2> ごみ処理量の推移



⁹北港処分地（夢洲1区）：本市唯一の最終処分地。昭和60（1985）年6月から埋立を開始し、ごみの減量努力等によって、埋立免許期間の伸長を行ってきてている。北港処分地（夢洲1区）の埋立完了後は、次の処分地を本市独自で確保することは困難のため、貴重な最終処分空間の有効活用に努める必要がある。

140 (3) ごみ処理状況

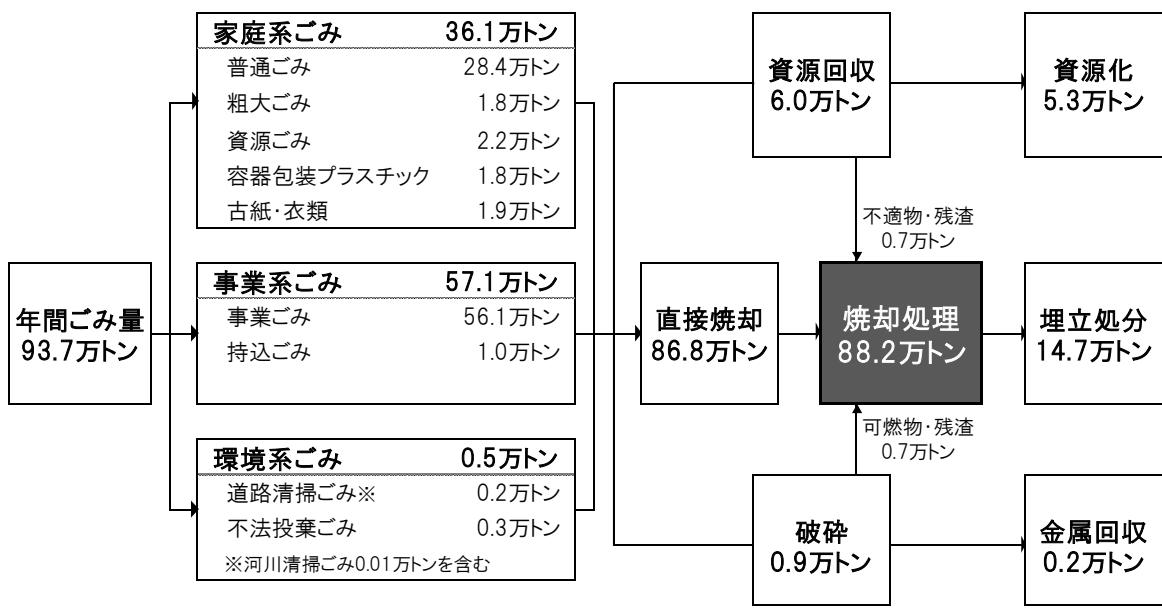
141 令和6（2024）年度の大坂市におけるごみ処理フローは次のとおりです。

142 令和6（2024）年度は年間 88万トンのごみを焼却処理しました。

143

144 〈図2〉 令和6（2024）年度ごみ処理フロー

145



注. 資源ごみには、乾電池等の拠点回収量を含む。

146

147

148

149

150 (4) ごみ処理経費の推移

151 市民・事業者の皆さんのご理解とご協力により、ごみ減量が大きく進んだ結果、ご
152 み処理に係る経費についても大きく減少しています。過去の推移をみると、歳出から
153 手数料等の歳入を除いた市税投入額は、524 億円から 210 億円へ、約 314 億円の縮
154 減となっています。ごみ減量により、収集運搬や焼却などが必要なごみ処理量が減る
155 ことから、ごみ処理事業にかかる経常的な経費の削減、焼却工場数の削減や処理能力
156 の縮小による投資的な経費の削減のほか、最終処分場の延命化に寄与するなど、財政
157 効果につながっています。

158
159 〈表2〉 ごみ処理事業に係る歳出・歳入の推移（決算額）

	(単位：億円)										
	H17	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
歳出合計	652	317	319	301	288	280	273	271	268	282	
歳入合計	128	72	73	76	79	68	69	71	70	72	
歳出一歳入 (市税投入額)	524	245	246	225	209	212	204	200	198	210	

160 161 【参考】近年建設した焼却工場の建設費

162 令和 4 年度竣工 住之江工場 約 190 億円（処理能力 400 トン／日）

163 平成 21 年度竣工 東淀工場 約 200 億円（処理能力 400 トン／日）

164 平成 14 年度竣工 平野工場 約 500 億円（処理能力 900 トン／日）

165
166 注：住之江工場は既設建物を活用したプラント設備等の更新。金額は住之江工場更新工事契約金額

167 168 169 ごみ焼却処理事業の広域化

170 ごみの焼却処理事業については、大阪市、八尾市、松原市で一部事務組合「大阪
171 市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立し、平成 27（2015）年 4 月から事業
172 を開始しています。

173
174 令和元（2019）年 10 月 1 日には、守口市が加入し、同組合の名称は「大阪
175 広域環境施設組合」に変更され、翌令和 2（2020）年 4 月から 4 市で共同処理
176 しています。

177

178 2 これまでの取組の概要

179 (1) 前計画の計画目標について

180 前計画では、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6カ年を計画期
181 間とし、基準年度である平成30（2018）年度に93万トンであったごみ処理量を、
182 84万トンとすることを主な計画目標としていました。

183 令和2（2020）年度のごみ処理量は86万トンまで削減されましたが、これは新型
184 コロナウイルス感染症拡大防止の影響により事業系ごみが顕著に減少したことが原因
185 と考えられます。その後、社会経済活動の回復に伴い、令和4（2022）年度には事業
186 系ごみが増加に転じ、ごみ処理量は87万トンに増え、令和6（2024）年度において
187 は88万トンとなっています。

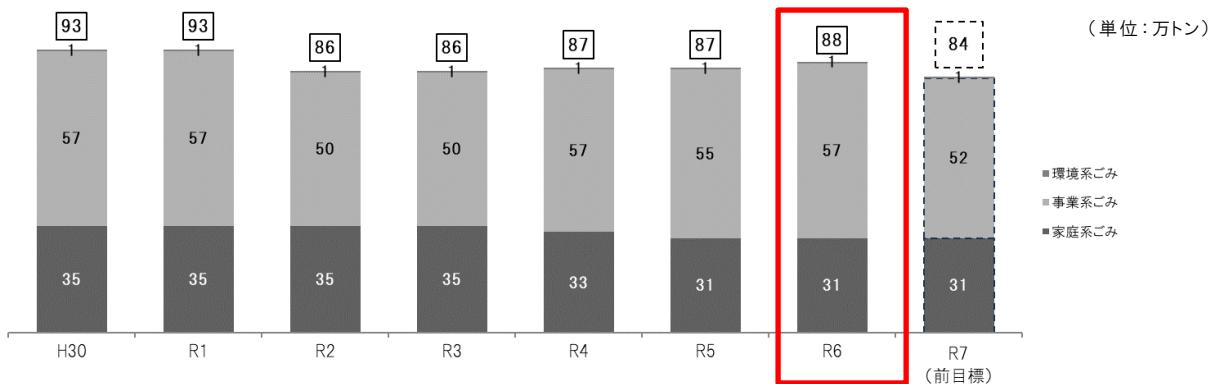
188
189 〈表3〉 計画目標の進捗状況

	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (目標年度) A	令和6年度 実績 B	進捗状況
ごみ排出量(万トン)	103.5	96.0	96.9	—
家庭系ごみ	45.4	43.9	39.3	111.7%
事業系ごみ	57.3	51.7	57.1	90.5%
環境系ごみ	0.8	0.5	0.5	100.0%
資源化量(万トン)	10.2	12.3	8.7	70.7%
家庭系ごみ	10.0	12.1	8.6	71.1%
事業系ごみ	0.2	0.2	0.1	50.0%
環境系ごみ	0.0	0.0	0.0	—
ごみ処理量(万トン)	93.4	83.7	88.2	94.9%
家庭系ごみ	35.4	31.8	30.7	103.6%
事業系ごみ	57.1	51.5	57.0	90.4%
環境系ごみ	0.8	0.5	0.5	100.0%

注1. 資源化量の進捗状況は、B ÷ Aにて算出

注2. ごみ処理量の進捗状況は、A ÷ Bにて算出

190
191 〈グラフ3〉 ごみ処理量の進捗状況



193 **(2) 実施施策について**

194 前計画の目標達成に向けて、大阪市が市民・事業者等の皆さんとの連携により実施し
195 たこの間の主な施策は、次のとおりです。

197 **ア 家庭系ごみ対策**

198 **(ア) 生ごみの減量（フードドライブの実施）**

199 生ごみに含まれている食品ロス削減のため、令和2（2020）年度から家庭で
200 余った食品を回収し、社会福祉協議会等を通じて子ども食堂など食の支援を必要
201 とする団体等に無償で譲渡する「フードドライブ」を開始しました。区役所での
202 定期的な回収やイベントの場での回収を実施しているほか、本市と連携協定を締
203 結した事業者の店舗等での回収を実施しており、令和6（2024）年度末時点での定期回収場所は24区120か所まで拡大しています。

205 **(イ) 大阪エコバッグ運動の推進**

206 大阪市と大阪府は、平成31（2019）年1月に、G20大阪サミット及び大阪・
207 関西万博の開催地として、プラスチックごみゼロに向け、使い捨てプラスチック
208 削減のさらなる推進を行うことなどを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼ
209 ロ宣言」を行いました。

210 おおさかプラスチックごみゼロ宣言の取組みのひとつとして、急な買物の時も
211 含めてレジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する「大阪エコ
212 バッグ運動」を、「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」締結事業者・市民団
213 体とともに推進しています。

214 **(ウ) みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトの推進**

215 家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティ（地域活動協議会・連
216 合振興町会）と参画事業者が連携協働して回収する取組を、令和2（2020）年
217 度から本格実施しています。分別の徹底により、質の高いペットボトルを回収す
218 ることで、国内における水平リサイクル（ボトル to ボトル）等を促進し、プラス
219 チックの資源循環を推進しており、令和6（2024）年度末時点で、市内328地
220 域中161地域で実施しています。

221 **(エ) リチウムイオン電池等の受付回収・訪問回収**

222 リチウムイオン電池等の小型充電式電池が家庭ごみに混入し、収集車両や中間
223 処理施設において火災事故が発生していることを受け、火災事故を防止するとともに資源のリサイクルを一層推進するため、令和5（2023）年7月から市内10
224 か所の環境事業センターで受付回収を開始し、令和6（2024）年7月からは電話等申込により職員が申込者宅まで回収に伺う訪問回収を実施しています。

227 膨張・変形したリチウムイオン電池等も回収のうえ、入札により決定した事業
228 者に売却しており、市内のリサイクル施設での再資源化処理を経て、工業原料等
229 にリサイクルされています。

230 イ 事業系ごみ対策

231 (ア) 大規模な事業用建物の所有者等への減量推進・適正処理指導

232 特定建築物の所有者・管理者に対し、事業系廃棄物の減量を義務付けるとともに
233 毎年計画書の提出及び廃棄物管理責任者の選任を義務付けています。また、
234 特定建築物の占有者（テナント）に対しても、所有者・管理者が実施する事業系
235 廃棄物の減量推進及び適正処理の取組への協力を義務付けています。

236 指導対象となる特定建築物に対しては、本市職員による立入検査を実施し、助
237 言・指導を行うとともに、優良な特定建築物を対象に表彰も実施しています。

238 また、令和6（2024）年度より、一定の要件を満たした市長表彰受賞済の特
239 定建築物の所有者・管理者に**対しては**、立入検査に代え、必要事項の報告を徴収
240 しています。

241 【令和6（2024）年度実績】

242 立入検査件数 2,530 件

243 表彰件数（市長表彰 38 件、局長表彰 30 件）

244 (イ) 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

245 大阪市のごみ処理量の約6割を占める事業系ごみの減量を図るために、環境施
246 設組合が実施する焼却工場での搬入物チェックを強化し、**廃プラスチック類等の**
247 **産業廃棄物や紙類等の資源化可能物**が発見されれば、収集業者に事情聴取のうえ
248 適正処理指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対しては、事業系廃棄物
249 適正処理啓発指導員が適正な処理ルートへの誘導、適正処理方法の啓発と指導を
250 個別に行なうなど、事業系ごみの適正区分・適正処理を推進しています。

251 【令和6（2024）年度実績】

252 検査台数 **21,097 台** (R6 実績)

253 排出事業者指導件数 **3,003 件** (再指導、排出状況確認調査を含む)

254 (ウ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

255 平成25（2013）年10月から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止
256 し、リサイクルルートへ誘導しています。また、少量排出事業者対策として、古
257 紙を無料で持ち込むことのできる「古紙回収協力店制度」を設けているほか、再
258 生資源事業者の情報を取扱い品目ごとに市ホームページに掲載し、機密書類やシ
259 ュレッダー紙のリサイクルが可能な業者の情報を紹介しています。

260 (エ) 一般廃棄物再生利用業の指定制度の拡充

261 大阪市では、平成5（1993）年度に一般廃棄物に係る再生利用業指定制度を
262 設け、取り扱う一般廃棄物の種類を「動植物性残渣（魚類の固形状粗に限る）」と
263 する一般廃棄物再生輸送業及び再生活用業の指定を実施しています。

264 平成28（2016）年度からは焼却処理していた一般廃棄物のうちリサイクル可
265 能な「木くず（剪定枝に限る）」、「動植物性残渣（魚類の固形状粗を除く）」、「廃
266 油（廃食用油に限る）」を一般廃棄物再生利用業の取り扱う廃棄物の種類に加え、
267 ごみの減量・リサイクルを推進しています。

268

269 ウ 家庭系ごみ収集輸送事業改革

270 家庭系ごみ収集輸送事業については、収集輸送業務の効率化や民間委託化を進め
271 ています。

272 前計画の期間においても、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 2.0」（令和2
273 （2020）年3月策定）、「家庭系収集輸送事業改革プラン 3.0」（令和5
274 （2023）年3月策定）に基づき、資源ごみ・容器包装プラスチック及び古紙・衣
275 類の収集運搬業務の民間委託化を順次拡大しました。

276 その結果、令和6（2024）年4月から市内全域で資源ごみ・容器包装プラス
277 チックの収集運搬を民間委託しています。

278

279 イ 災害廃棄物対策

280 大規模地震や津波等の発生時には災害廃棄物が大量に発生するほか、交通の途
281 絶等に伴い通常の生活で排出されるごみについても、平時の収集・処理を行うこと
282 が困難となります。

283 また、避難所で発生するごみやし尿の処理など様々な課題が生じることが想定さ
284 れ、これらに備えるため、平成29（2017）年3月に「大阪市災害廃棄物処理基
285 本計画【第1版】」を策定しました。計画策定以降、全国的に多発している水害に
286 より発生する災害廃棄物への対応も必要であることや、環境省において災害廃棄物
287 発生量の推計式の見直しが行われたこと等を受けて、令和7（2025）年3月に同
288 計画を改訂しました。

289

290

291 3 ごみ処理の現状と課題及び今後の方向性

292 (1) 家庭系ごみの現状と課題

293 ア 普通ごみの組成

294 前計画の基準年度である平成30（2018）年度と、令和6（2024）年度の普
295 通ごみの量を比較すると、33.3万トンから **28.4** 万トンへと **4.9** 万トン減少して
296 います。

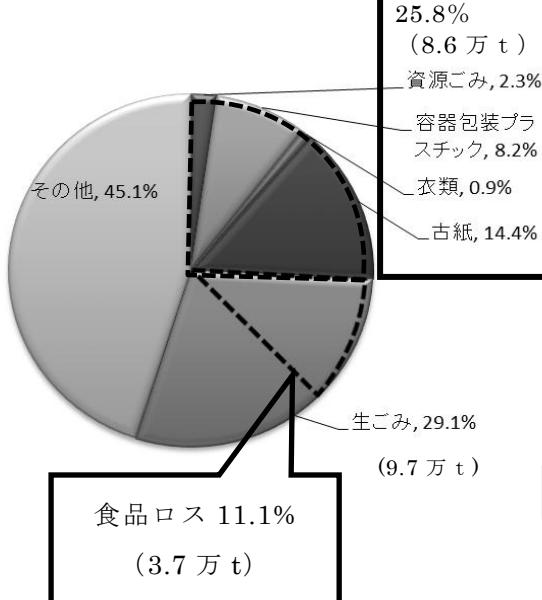
297 しかし、依然として普通ごみの中に、缶・びん・ペットボトルなどの資源ごみ、
298 容器包装プラスチック及び古紙・衣類が相当量含まれ、組成割合は合わせて
299 **24.0%** と **同等の** 割合で推移しており、分別排出の徹底が必要です。

300 また、生ごみのうちの食品ロス（手つかず食品、食べ残し）については、0.3万
301 トン減少しリデュースが進んでいますが、いまだ3.4万トンが廃棄されており、
302 引き続き市民・事業者等と連携した取組が必要です。

303
304
305 〈グラフ4〉普通ごみの組成

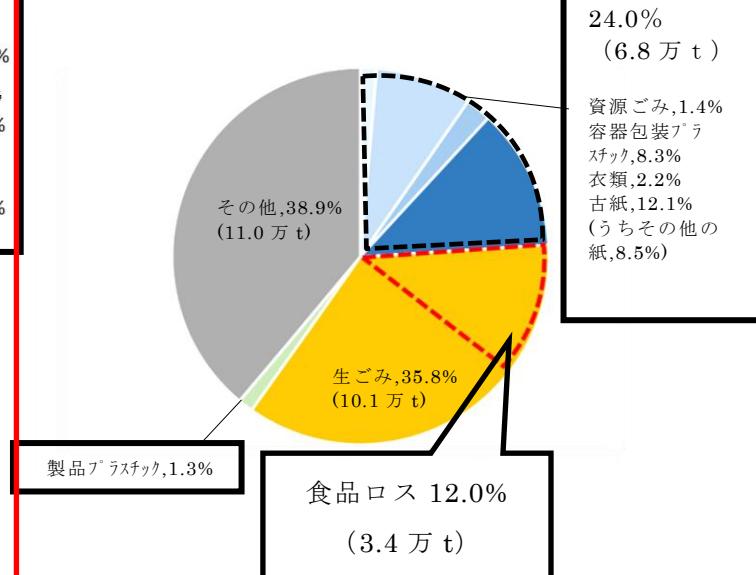
306
307 前計画策定期の組成割合と推計量

308 【平成30年度】 総量 33.3万t



309 組成割合と推計量

310 【令和6年度】 総量 28.4万t



323 組成割合：一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査

組成割合：一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査

325 (2) 事業系ごみの現状と課題

326 ア 中小規模事業所のごみの組成

327 前計画の基準年度である平成30（2018）年度と、令和6（2024）年度の中
328 小規模事業所から排出されているごみの推計量を比較すると、31.3万トンから
329 33.1万トンへと1.8万トン増加しています。そのうち、資源化可能な紙類の割合
330 は13.2%から17.8%へと増加し、組成割合から推計して1.8万トンの増加とな
331 っています。

332 また、産業廃棄物の割合も、16.2%から20.6%へと増加し、同様に推計する
333 と、1.8万トン増加しています。

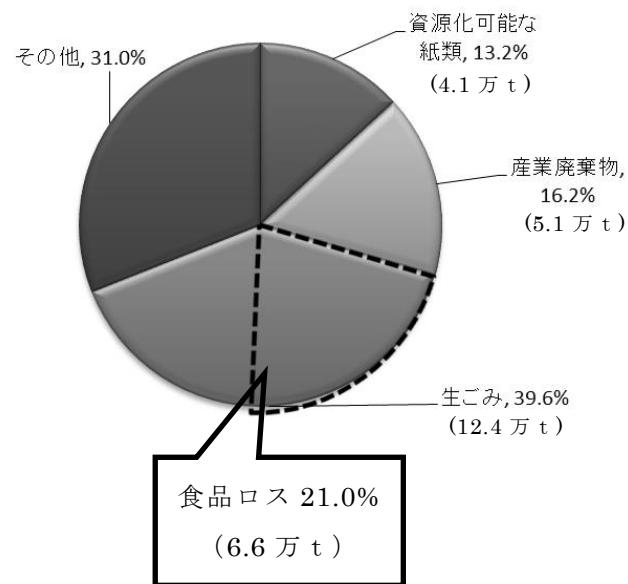
334 依然として、中小規模事業者から排出されているごみの中には、資源化可能な紙
335 類が5.9万トン、産業廃棄物が6.8万トン含まれていると推計されることから、
336 リサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層進める
337 必要があります。

338 一方で、食品ロスの割合については、21.0%から8.5%へと大幅に削減され、
339 組成割合から推計される量についても3.8万トン削減されていますが、**引き続き**
340 **取組が必要です。**

343 〈グラフ5〉中小規模事業所から排出されているごみの組成

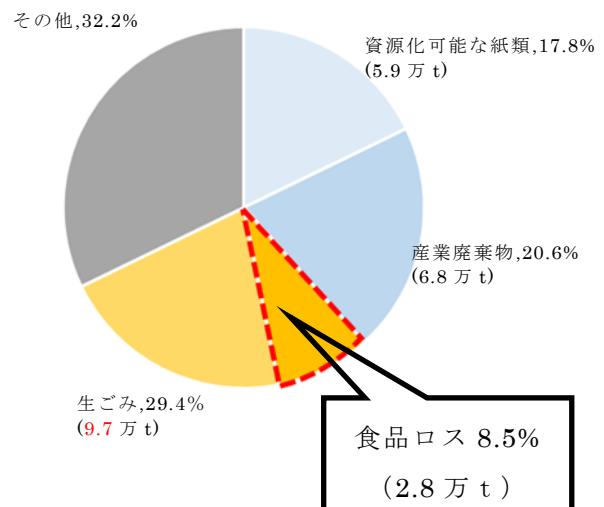
345 前計画策定期の組成割合と推計量

346 【平成30年度】 推計総量 31.3万t



345 組成割合と推計量

346 【令和6年度】 推計総量 33.1万t



359 組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計
360
361 注1：推計総量は、中小規模事業所の許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計
362
363 注2：中小規模事業所＝特定建築物以外の事業所

364 イ 大規模事業所のごみの組成

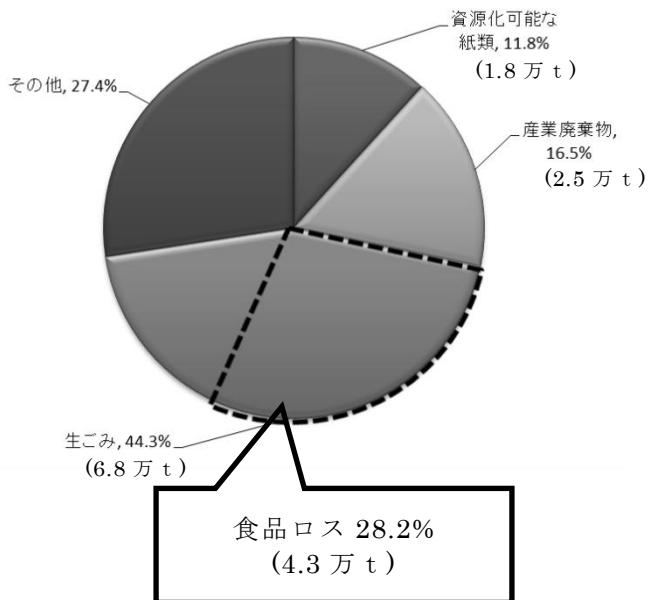
365 事業系一般廃棄物排出実態調査からの推計により、令和6（2024）年度の資源
366 化可能な紙類の割合が7.7%、産業廃棄物の割合が14.4%、食品ロスの割合が
367 18.9%となっており、令和6（2024）年度の排出量でみると、それぞれ、1.1
368 万トン、2.1万トン、2.7万トンと焼却すべきでないものが捨てられていました。

369 前計画策定期より削減はされているものの、大規模事業所についても、リサイク
370 ルルートへの誘導及び事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層進めるととも
371 に、食品ロス削減に向け事業者と連携した取組が必要です。

374 〈グラフ6〉大規模事業所から排出されているごみの組成

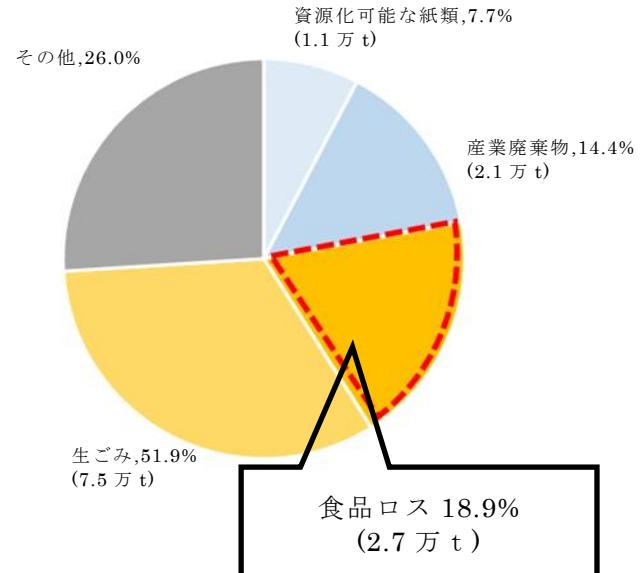
376 前計画策定期の組成割合と推計量

377 【平成30年度】 推計総量 15.4万t



376 組成割合と推計量

377 【令和6年度】 推計総量 14.5万t



392 組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計

393

394

395

396

397

398

注1：推計総量は、特定建築物の許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計

注2：大規模事業所＝特定建築物

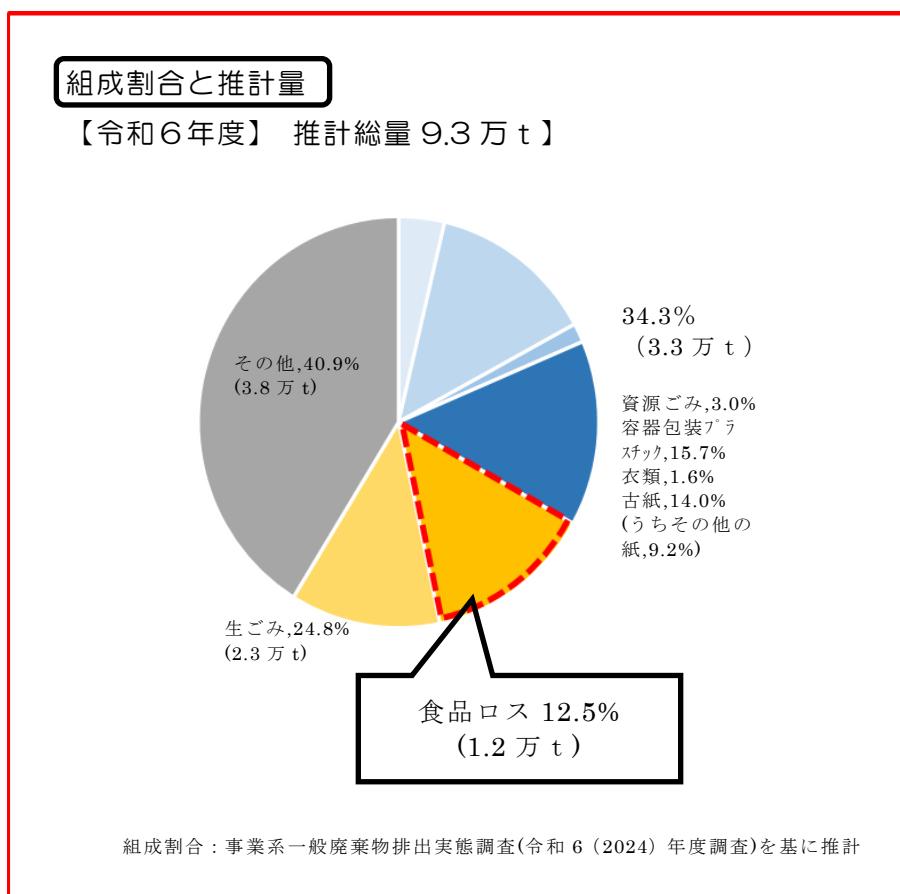
399 ウ アパート・マンションのごみの組成

400 大阪市が事業系ごみとして集計しているごみ量には、許可業者が収集しているア
401 パート・マンションのごみが含まれています。許可業者の収集契約量から推計する
402 と、近年、事業系ごみに占めるアパート・マンションのごみの割合が増加してお
403 り、令和6（2024）年度の事業系ごみ総量 **57.1** 万トンのうち、アパート・マン
404 ションのごみは 16.6%、量にして **9.3** 万トンとなっています。

405 事業系一般廃棄物排出実態調査からの推計によると、許可業者が収集するアパー
406 ト・マンションのごみのうち、焼却処理されているごみの中には、缶・びん・ペッ
407 トボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック及び古紙・衣類が相当量含まれて
408 おり、組成割合として **34.3%** と、大阪市が収集している家庭系ごみ（普通ごみ）
409 の 24.0%より高い割合となっています。

410 また、食品ロスについても、13.5%と家庭系ごみ（普通ごみ）の 12.0%より
411 割合となっており、許可業者が収集するアパート・マンションのごみの減量に向け
412 た取組の推進が必要です。

413
414
415 〈グラフ7〉アパート・マンションから排出されているごみの組成

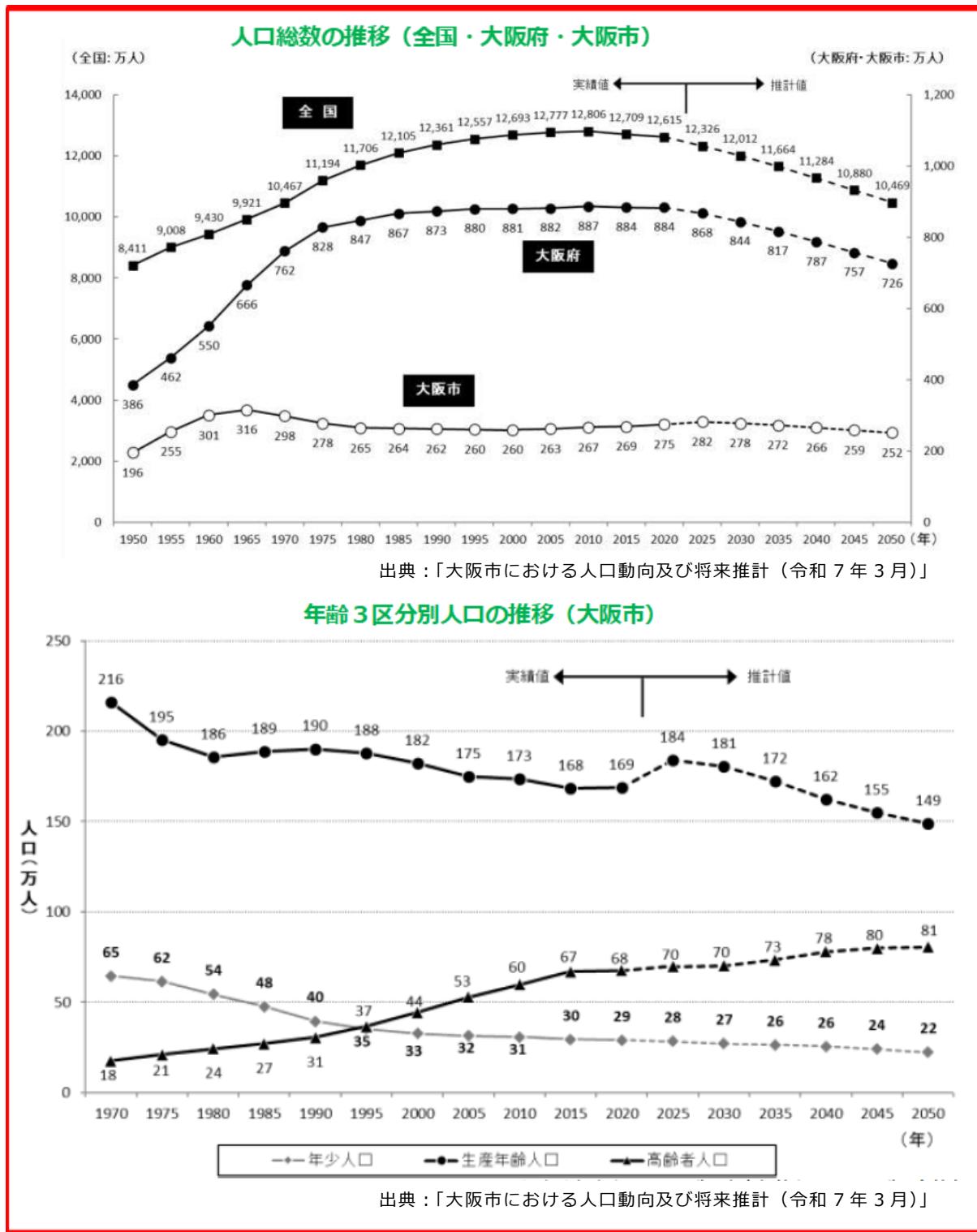


438 (3) 本市を取り巻く状況

439 ア 人口及び世帯数の推移、少子・高齢化に伴う人口構造の変化

440 大阪市の人口は、他都市からの転入超過や外国人住民が急激に増えていることから、近年、増加傾向が続いているが、今後は、**出生数の減少**等の影響で減少に転じると見込まれています。

443 一方、高齢者人口は今後も増加していくと見込まれており、高齢者ごみの持ち出しおよびサービスに対するニーズが高まることが予想されます。

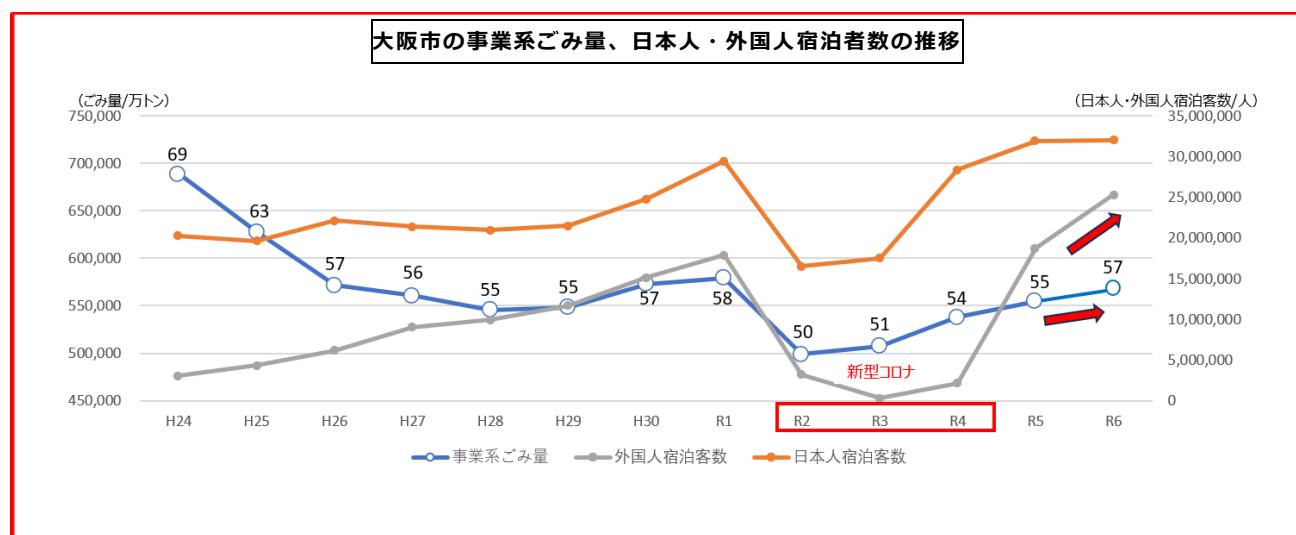


475 イ インバウンド（訪日外国人客）を含む宿泊者数の回復・増加と事業系ごみ量の増加

476 大阪市は、歴史、文化、芸術、芸能などの魅力にあふれるまちで、国内外から観
477 光客が訪れる全国有数の観光地です。大阪府内に宿泊した延べ宿泊旅行客数は、新
478 型コロナウィルス感染症拡大に伴い、令和2（2020）年以降激減したものの、令
479 和4（2022）年は増加に転じ、令和5（2023）年には日本人延べ宿泊者数、外
480 国人延べ宿泊者数とともに、コロナ禍前を上回る水準まで回復しました。

481 大阪市の事業系ごみ量は、宿泊者数の推移と相関しており、コロナ禍からの回復
482 とともに、増加傾向にあります。

483 大阪・関西万博の開催に向けて多くの宿泊施設や集客施設の開業が続きましたが、
484 万博を契機に世界に向けて大阪の魅力が発信され、令和12（2030）年秋には夢洲においてIR（統合型リゾート）が新たな賑わいの拠点として開業する予定
485 となっています。今後ますます国内外からヒト・モノが集まることが予想され、こ
486 うした社会経済情勢に応じてごみの減量リサイクルと適正処理を確保していくこと
487 が重要となります。



ウ 大阪広域環境施設組合における焼却能力の見通し

503 焼却処理事業は、平成27（2015）年4月から環境施設組合で行っています
504 が、それ以前から、本市ではごみ減量の進歩に伴い、順次、焼却工場数を削減して
505 きており、平成28（2016）年度からは6工場稼働体制までに縮小し、ごみ処理
506 事業に係る経費を大きく削減してきました。

507 近年、環境施設組合構成市のごみ減量が進んでいない中、環境施設組合の「一般
508 廃棄物処理基本計画」では、焼却工場建替整備に伴い、将来的な焼却能力の低下が
509 見込まれています。

510 季節変動等による一時的なごみ排出量の増加や焼却工場の修繕等に対応しつつ、
511 円滑にごみを処理するためにも、大阪市のごみ処理量も減量していくことが重要で
512 す。

513

514 工 脱炭素化の推進、循環経済への移行

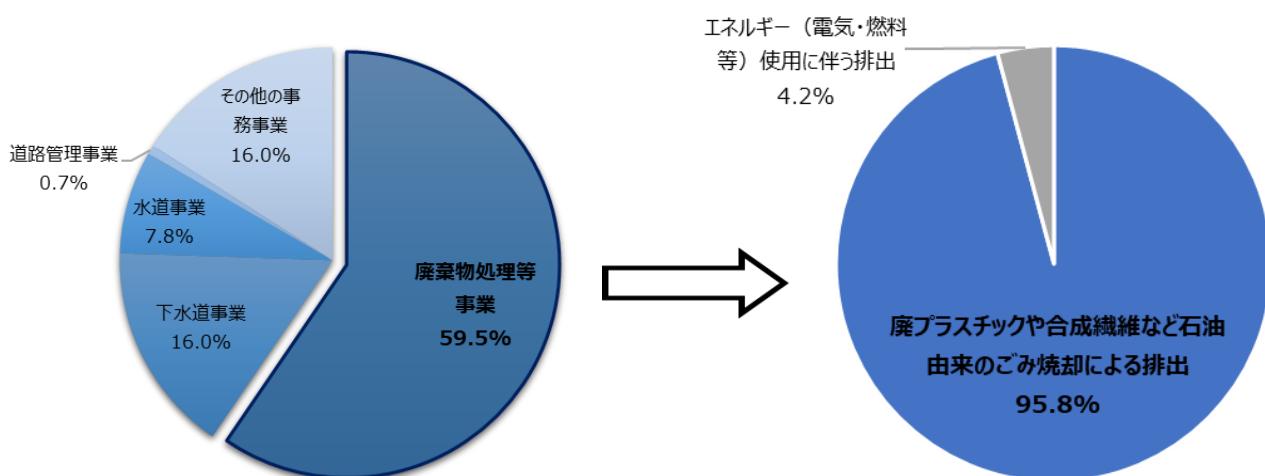
515 今後、地球温暖化によって気象災害が更に頻発化・激甚化する可能性があり、将
516 来世代にわたる影響が強く懸念され、カーボンニュートラル（脱炭素）の実現が求
517 められています。

518 廃棄物処理事業に伴い発生する温室効果ガスは、そのほとんどがプラスチックご
519 みの焼却によるものであり、大阪市の事務事業（環境施設組合分を含む）に伴い発
520 生する温室効果ガスの約6割を占めています。カーボンニュートラルを推進するた
521 めには、プラスチックごみ対策を進めていくことが重要です。

522 また、今後も世界では人口が増加することが予測され、資源・エネルギー・食料
523 需要の増大や廃棄物発生量の増加など、課題の深刻化が見込まれます。

524 令和5（2023）年5月に変更された国の「廃棄物処理基本方針」では、廃棄
525 物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進などが盛り
526 込まれました。

527 これまでの廃棄物対策としての3Rに加え、既存の資源・製品を無駄にせず、そ
528 の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化に
529 つながる経済活動の在り方（循環経済）への移行を図るため、資源循環の取組を積
530 極的に推進していく必要があります。



541 市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの内訳(R5)

廃棄物処理等事業に伴い発生する温室効果ガスの内訳(R5)

542 (4) 今後の方向性

543 大阪市のごみ処理量は、コロナ禍からの社会経済の回復・活性化とともに、事業系ご
544 みが増加傾向にあります。また、大阪市は、大阪・関西万博を契機として、更なる賑
545 わいや活力が高まっていくことが想定されます。

546 今後、社会経済の活性化に伴い増加が予想されるごみを減量していくためには、市
547 民・事業者・地域コミュニティの皆さんに加え、市外から通勤・通学される方やイン
548 バウンドを含む観光客などの来阪者その他あらゆる主体との連携のもと、社会経済状
549 況の変化を踏まえた新たな施策の展開が必要となります。

550 ごみの減量に向けては、ごみを出さない、ものを大切にする未来志向のライフスタ
551 イル・ビジネススタイルへの転換が必要であることから、各主体の行動変容（アクシ
552 ョン）につなげることを意識した情報発信や普及啓発を行います。また、増加傾向に
553 ある事業系ごみについては、プッシュ型支援（能動的に事業者の相談にのり、各業種
554 業態ごとの事業者の課題に応じた助言や支援を行うこと）を実施していきます。

555 プラスチックごみと食品ロスの削減については、社会経済的な重要性が一層増して
556 いる状況にあることから、重点施策として実施していきます。

557 また、環境・経済・社会の課題については、相互に連関・複雑化していることか
558 ら、環境課題への取組が、経済や社会の複数課題の同時解決となるよう施策を推進し
559 ていきます。

560 さらに、安心・安全な市民生活と経済活動を支えるごみ処理事業を、将来にわたつ
561 て安定的に実施していくため、家庭系ごみ収集輸送事業については、環境事業センター
562 の集約化と業務の委託化・効率化に取り組み、市民サービスを維持しつつ財政負担
563 を軽減し持続可能な運営体制の構築をめざします。

564 また、ごみの収集輸送業務の一層の効率化とともに、安全かつ安定したごみ処理体
565 制を維持するため、ごみの焼却処理事業については、環境施設組合との緊密な連携の
566 もと、効率的な運転管理体制を構築するとともに、ごみ減量の進捗状況を見極めつ
567 つ、将来のごみ量を見据えた焼却能力の確保に向けて取り組みます。

568 ごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収
569 集の有料化や焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の見直しなど、経済的手法を用
570 いた減量施策の導入の検討を進めます。

571

572

573

574

575

576

577

578 第3章 一般廃棄物処理基本計画

579

580 **1 基本理念**

581 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、健全な物質循環を阻害するほか、
582 気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の損失など、様々な環境問題にも密接に関係して
583 います。

584 プラスチックごみは、焼却により温室効果ガスが排出され地球温暖化につながるほか、
585 海に流出し海洋プラスチック問題を引き起こしています。また、多くの食料を海外から輸
586 入している日本における食品ロス量は、飢餓に苦しむ人々に向けた食糧支援量とほぼ同じ
587 量となっています。

588 ごみ減量と資源の循環利用は、日々の生活や事業活動と密接に結び付いた身近な取組の
589 一つであり、市民・事業者・地域コミュニティの皆さんのが、持続可能な社会の実現に向け
590 た方向性を共有したうえで、相互に連携しながら、ごみのリデュース、リユース、リサイ
591 クル（3R）を徹底するとともに、再生可能資源の活用（Renewable¹⁰）に取り組むこと
592 が、地球規模の環境問題の解決につながります。

593 また、昼夜間人口比率の高さなど大阪市の特性を踏まえて、市外から通勤・通学されて
594 いる方や、インバウンドを含む観光客などの来阪者への啓発と連携を進めることも必要で
595 す。

596 一方、3Rの取組を進めたうえで、最終的に排出されるごみについては、生活環境の保
597 全及び公衆衛生の向上の観点から、適正な処理を行うことが重要です。

598 将来にわたり、安定的なごみの適正処理を実施していくためには、家庭系ごみ収集輸送
599 事業においては、環境事業センターの集約化（ハード面）や業務の委託化・効率化（ソフ
600 ト面）などを行うことで財政負担を軽減し、持続可能な運営体制の構築をめざすとともに、
601 ごみの焼却処理事業を行う環境施設組合とも緊密に連携し、ごみ減量の進捗状況を見極め
602 つつ、将来のごみ量を見据えて焼却能力を確保していかなければなりません。

603 大阪市は、あらゆる主体とのパートナーシップのもと、プラスチックごみ対策や食品ロ
604 斯削減に重点を置いて、SDGs の達成、循環経済への移行、脱炭素社会の実現に向けて取
605 紐組み、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

606 また、将来にわたって適正なごみ処理を安定的に継続し、市民生活と事業活動を支え
607 るとともに、次世代に良好な環境を引き継いでいきます。

608

¹⁰ Renewable（リニューアブル）：令和元（2019）年5月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」の基
本原則が「3R+Renewable」で、プラスチック製容器包装・製品などの原料を、再生材や紙、バイオマスプラス
チックといった再生可能資源に適切に切り替えていくなどの方針を重点戦略とした。

609 2 基本方針

610 本計画は、パートナーシップを重視する SDGs の考え方を踏まえ、市民、事業者、地
611 域コミュニティをはじめ、通勤・通学者やインバウンドを含む観光客などの来阪者その他
612 あらゆる主体と連携しながら、次の 3 つの基本方針に基づいて施策を推進します。

614 基本方針 1 消費生活と経済活動における 2R の推進

615 「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3R の取組の中でも、より優先度の高
616 い 2R（リデュース、リユース）の取組を推進することが必要です。

617 使い捨てプラスチックや食品ロスの削減などをはじめ、2R を優先した行動を実践する
618 未来志向のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、各主体の行動変容（アクション）
619 をめざします。

620 また、これまでの 3R の取組に Renewable（リニューアブル）という考え方を加え、
621 再生可能資源の活用を推進し、資源の枯渇や温室効果ガスの発生抑制につなげます。

623 基本方針 2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進

624 焼却するごみの中には、依然として古紙・衣類や容器包装プラスチックなどの資源化可
625 能物や、産業廃棄物等の搬入不適物が混入している状況にあることから、家庭系ごみの分
626 別排出や事業系ごみの適正区分・適正処理のさらなる徹底を図ります。

627 また、地域コミュニティや事業者の皆さんとの連携による分別・リサイクルの取組を進
628 めることで、質の高い資源循環を推進します。

630 基本方針 3 将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保

631 3R の取組を進めたうえで、なお排出されるごみについては適正な処理処分を行うこと
632 が重要です。

633 大阪市は、ごみ収集事業の一層の効率化を進めるとともに、社会経済情勢の変化に対
634 応した適正処理を推進しつつ、より安全かつ安定したごみ処理体制の確保のため、焼却処
635 理事業を行う環境施設組合とも緊密に連携し、施策を推進します。

636 また、3R やごみの適正処理の推進に係る各種の調査・検討を進めます。

637 さらに、国内外からの来阪客への啓発を強化し、清潔で美しいまちの実現に取り組む
638 とともに、地球規模の環境課題を解決するための国際協力を推進します。

640 **3 計画期間**

641 本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和20（2038）年度の13年間としま
642 す。

643 計画の中間時点でのごみ減量の進捗状況を点検・評価し、令和14（2032）年度を目
644 途に、計画の見直しを行います。

645

646 **4 計画目標**

647 本計画の目標は、次のとおりとします。

648
649 **令和20年度（2038年度）の年間ごみ処理量：84万トン**

650

651 また、SDGs実現の視点から内訳として分野別目標も設定します。

652
653 **○プラスチックごみ削減目標**

654
655 **令和20年度（2038年度）までに**

- 656 1 ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を25%排出抑制（リデュース）する。
657 （平成17年度(2005年度)比）
658 2 プラスチック資源の60%を資源化（リサイクル）する。
659 3 また、ペットボトルを100%資源化（リサイクル）する。
660 4 なお、残りのプラスチックごみについては引き続き削減・資源化を進めるが、熱回収
661 を含め100%プラスチックごみの有効利用を図る。

662 ※削減対象＝大阪市が収集するプラスチックごみ

663

664 **○食品ロス削減目標**

665
666 **令和20年度（2038年度）までに平成12年度（2000年度）比で**

- 667 1 家庭系食品ロス量については、50%を上回る削減を行う。
668 2 事業系食品ロス量については、64%削減する。

671

672

673

674

5 計画量

本計画では、令和6（2024）年度のごみ排出量（大阪市収集量・許可業者等搬入量及び資源集団回収量）を基準に、社会経済状況の変化を踏まえつつ、今後実施及び計画しているごみのリデュース、リユースを推進する減量施策の効果を加味しながら、令和20（2038）年度のごみ排出量を予測しています。

次に、そこから実施及び計画している分別・リサイクル施策の効果（資源化量）を差し引いて、大阪市として最終的に適正処理しなければならない量（ごみ処理量）を推計し、計画目標としています。

（1）ごみ排出量

令和6（2024）年度 97万トンであったごみ排出量について、令和20（2038）年度までに4万トン削減し、94万トンとします。（事業系ごみについて、近年の増加傾向を踏まえ基準とする排出量を+1.9万トンとします。）

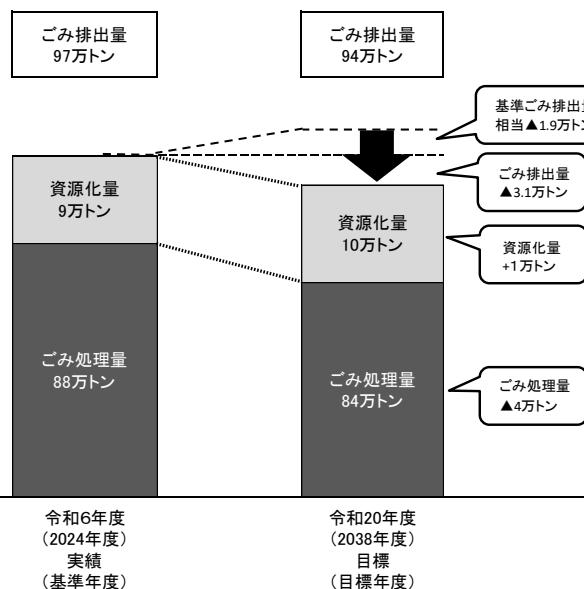
（2）資源化量

令和6（2024）年度9万トンであった資源化量（大阪市資源化量及び資源集団回収量）について、令和20（2038）年度までに1万トン増量し、10万トンとします。

（3）ごみ処理量

令和6（2024）年度 88万トンであったごみ処理量（焼却量）について、令和20（2038）年度までに4万トン削減し、84万トンとします。

〈グラフ9〉 計画量



709

710 〈表4〉計画量の一覧

711

	令和6年度 (基準年度)A	令和20年度 (目標年度)B	増減 B - A
基準ごみ排出量(万トン)	97.0	98.9	1.9
家庭系ごみ	39.4	39.4	0.0
事業系ごみ	57.1	59.0	1.9
環境系ごみ	0.5	0.5	0.0
ごみ排出量(万トン)	96.9	93.8	▲ 3.1
家庭系ごみ	39.3	38.1	▲ 1.2
事業系ごみ	57.1	55.2	▲ 1.9
環境系ごみ	0.5	0.5	0.0
資源化量(万トン)	8.7	10.1	1.4
家庭系ごみ	8.6	9.8	1.2
事業系ごみ	0.1	0.3	0.2
環境系ごみ	0.0	0.0	0.0
ごみ処理量(万トン)	88.2	83.7	▲ 4.5
家庭系ごみ	30.7	28.3	▲ 2.4
事業系ごみ	57.0	54.9	▲ 2.1
環境系ごみ	0.5	0.5	0.0

712 家庭系ごみ ごみの排出量の削減 ▲1.2万トン 資源化量の増 1.2万トン

713 事業系ごみ ごみの排出量の削減 ▲3.8万トン 資源化量の増 0.2万トン

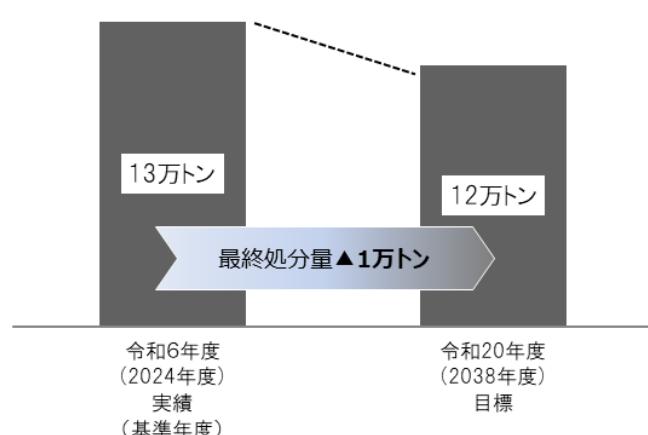
714

715

(4) 最終処分量

716 令和6(2024)年度 13万トンであった最終処分量(焼却処理後の焼却灰の埋立
717 量)について、令和20(2038)年度までに 1万トン削減し、12万トンとします。

718 〈グラフ10〉最終処分量



733

734 6 本計画で取り組む施策体系

735

736 <図3> 本計画の施策体系図

737

738 基本方針1 消費生活と経済活動における2Rの推進

739

1-(1) 情報発信による意識の醸成と環境教育・普及啓発による行動の促進

1-(2) 使い捨てプラスチックの削減

1-(3) 食品ロスの削減

1-(4) 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

基本方針2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進

2-(1) 市民・事業者・行政の連携による分別・リサイクルの推進

2-(2) プラスチックの資源循環の推進

2-(3) 事業系ごみの減量の推進

基本方針3 将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保

3-(1) 社会課題に対応した適正処理の推進

3-(2) 清潔で美しいまちづくりの推進

3-(3) ごみ処理事業の一層の効率化と将来を見据えたごみ処理能力の確保

3-(4) 3Rや適正処理の推進に係る検討・調査

3-(5) 国際協力の推進

740 7 具体的施策

741 基本方針 1 消費生活と経済活動における2Rの推進

742 (主な SDGs のゴール)



743 ごみの発生を抑制し、ごみ減量へと進めるためには、市民・事業者などすべての主体の
744 皆さんのが、それぞれの役割を果たして行く必要があります。

745 また、特に2R（リデュース、リユース）を優先した取組を進めるためには、消費生活や
746 経済活動において、ごみとなるものを買わない・ものを繰り返し使うといったライフスタイルや、
747 ごみとなるものを作らない・売らないといったビジネススタイルへの転換を促進
748 することが必要です。

749 そうしたことから、皆さんの意識を高めるきっかけとなるよう積極的な情報発信を行う
750 とともに、具体的な取組方法や取組による効果をわかりやすく周知することで、2Rの実
751 践行動につながるよう、環境教育や普及啓発に取り組みます。

752 また、ごみの減量における最優先課題であるリデュースを推進するにあたり、地球温暖
753 化や海洋汚染にもつながる使い捨てプラスチックの削減と、手つかずのまま捨てられている
754 食品や食べ残しといった食品ロスの削減に重点的に取り組みます。

755 1-(1) 情報発信による意識の醸成と環境教育・普及啓発による行動の促進

756 ① 情報発信

- 757 ○ 大阪市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性やメリット、取組の成
758 果などについて、データなどの分析に基づく分かりやすい情報発信に努めます。
- 759 ○ 多様なツール（SNS や動画、デジタルサイネージ等）を活用し効果的に情報発信
760 するとともに、ホームページによる情報提供の充実に努めます。
- 761 ○ パンフレットやごみ収集車両広報板など、各種広報媒体を活用した情報発信に努
762 めます。
- 763 ○ 普段の生活の場を通じて、持続可能な循環型の未来社会をめざす取組を「Push
764 for Eco!（大阪エコ推し）」運動として情報発信や働きかけをします。

765 ② 環境教育

- 766 ○ 小中学校で大阪市独自の副読本「おおさか環境科」による環境教育に取り組み、
767 ごみ減量や地球温暖化、生物多様性などについての理解を深めるとともに、本市職
768 員が出前授業（体験学習）を実施するなど、学校等における環境教育への取組を支
769 援し、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努めます。
- 770 ○ 身近な地域での環境学習講座の開催、環境 NPO/NGO や各種団体等が実施する
771 環境学習事業への支援に取り組みます。

777 ③ 普及啓発

778 ■市民への普及啓発

- 779 ○ 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市
780 廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」と
781 いう。）や地域と連携することで、ごみの排出実状や課題を把握するとともに、分
782 別排出率の向上等に必要な行動変容につながるような具体的で分かりやすい普及
783 啓発の充実・強化に取り組みます。
- 784 • 分別排出率が低い「プラスチック資源」や「その他の紙」を中心とした分別
785 収集対象品目について、普通ごみに排出されている要因を確認し、分け方・出
786 し方のきめ細やかな周知や分別排出の必要性を訴求します。
- 787 • 食品ロスの削減の重要性を周知するとともに、必要な行動について働きかけ
788 を行います。
- 789 • コミュニティ回収活動の活性化に向けた働きかけを行います。
- 790 • 各区においてガレージセールを企画・運営するとともに、開催地域の拡大を
791 図り、市民の皆さんのリユース行動を促進します。
- 792 • 研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行などにより、ごみゼロリー
793 ダーのスキルアップを図ります。
- 794 ○ 環境事業センターにおける普及啓発の強化に取り組みます。
- 795 • 使用期間の限られるマタニティウェア・ベビー服・子ども服（以下「マタニ
796 ティウェア等」という。）の回収及び展示・提供を行い、市民のリユース行動を
797 促進します。
- 798 • 環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R啓発相談コー
799 ナー」を設置し、ごみに関する相談、マタニティウェア等の展示・提供、フー
800 ドドライブの実施等の啓発を行います。
- 801 • 分別排出に対する意識の向上と分別ルールを徹底するための啓発・指導など、
802 市民や地域の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施します。
- 803 ○ ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会や教室等を開催します。
- 804 ○ 10月を「ごみ減量強化月間」に設定するほか、区民まつり等地域における各
805 種イベントの場を通じて、広く市民に3R+Renewableへの理解と協力を求め
806 る普及啓発を実施します。
- 807 ○ ごみ減量・リサイクルの取組を脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る國
808 民運動「デコ活」と連携して啓発することで、行動変容やライフスタイル転換を
809 促進します。
- 810 ○ 大阪市におけるプラスチックに係る資源循環の促進等及び食品ロスの削減に関
811 する協定』に基づき小売事業者等と連携して消費生活の場を通じた啓発を行いま
812 す。
- 813 ○ 衣服の生産から着用、廃棄に至るまで将来にわたる環境負荷を考慮したサステ
814 ナブル(持続可能)なファッショへの取組（サステナブルファッショ）が、拡

815 がっていることから、ライフスタイルに密着した衣服について、リユースやリペ
816 アなど、ファッショナロス¹¹削減に向けて市民が取り組める対策の啓発を行いま
817 す。

818

819 ■事業者への普及啓発

- 820 ○ ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、従業員にも分か
821 りやすい資料等による情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘
822 導に努めます。
- 823 ○ 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、業種ごとの具体的
824 なごみ減量の効果的な取組方法について普及啓発を実施します。特に資源化可能
825 な紙類やプラスチックの混入率が高い業種を優先的に個別訪問の手法による啓発
826 を実施します。
- 827 ○ 事業者から提出された減量計画書や排出事業者の取組状況を個々に分析し、ご
828 みの減量や適正区分・適正処理につながる取組を積極的に提案するなど、プッシュ
829 ユ型による排出事業者へのごみ減量に向けたサポートを行います。
- 830 ○ 製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルと、環境
831 に配慮した製品の生産・販売の促進などについて、事業者団体等への働きかけを行
832 います。
- 833 ○ 外国人住民及びインバウンドの急増に伴い増加する外国人事業者に対して、廃
834 棄物の適正区分・適正処理を促すため、多言語版啓発ツールを活用して周知啓発
835 を実施します。
- 836 ○ インバウンドを含む多くの来阪者が見込まれる大規模な集客施設や宿泊施設に
837 対して、ごみの発生抑制の取組を促すとともに、利用客に対する効果的な啓発を
838 実施します。

839

840 1-(2) 使い捨てプラスチックの削減

841

① 市民・事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減の呼びかけ

- 842 ○ 大阪市では、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、エコバッグ携帯を
843 呼び掛ける「大阪エコバッグ運動」など、市民・事業者の皆さんと連携しながらレ
844 ジ袋の削減に取り組んできました。
845 その成果を活かし、エコバッグやマイボトルの携帯や詰め替え商品や代替品の選
846 択など使い捨てプラスチック全般の削減や資源循環促進の取組を「Push for Eco!
847 (大阪エコ推し)」運動（再掲）として発展・拡大の上実施していきます。

848

849

850

¹¹ ファッショナロス：まだ着ることができる状態にもかかわらず捨てられてしまう衣服のこと

851 ② 給水スポットの整備をはじめとするマイボトル使用の促進

- 852 ○ 使い捨てプラスチック容器の使用削減を進めるため、大阪府や府下市町村、マイ
853 ボトルメーカー、給水機メーカーなどとともに、「おおさかマイボトルパートナーズ」
854 に参画し、マイボトルの利用啓発や給水スポットの普及に取り組みます。
- 855 ○ 観光スポットに給水スポット（ウォーターディスペンサー）を設置し、市民の皆
856 さんだけでなく、来阪する国内外の観光客に水道水を提供することで、マイボトル
857 の普及を推進し、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック製品の削減、プラスチ
858 ックごみの発生抑制につなげます。
- 859 ○ 関西広域連合が作成する「マイボトルスポット MAP」を活用するなど、外出先で
860 もマイボトルを利用できる店舗を検索できるようにし、カフェ等でのマイボトルの
861 利用を促進し、使い捨て容器の削減に努めます。さらに、「マイボトルスポット MAP」
862 に登録するサービス店舗を増やしてマイボトルの利用を促進します。

863
864 ③ 使い捨てのプラスチック製容器包装や製品の使用の削減

- 865 ○ 一部の企業では使い捨てのプラスチックストロー・マドラーの廃止、紙製やバイ
866 オスマスプラスチック製ストローの導入などの取組が行われています。使い捨てプラ
867 スチック容器包装や製品への不必要的使用・廃棄の抑制と、詰め替え製品や代替品
868 等の使用を促進し、環境への配慮を普及啓発します。

869
870 1-(3) 食品ロスの削減

871
872 食品ロスを削減するためには、一人ひとりが「食」を大切にする心を育み、みんなで
873 取り組んでいくことが必要です。

874 市民・事業者・来阪者・関係団体などあらゆる主体の皆さんの中、「食」を大切にす
875 る意識が醸成され、食品の製造・流通・販売・消費の各段階における食品ロスの削減に
876 向けた具体的な取組が実践されるよう、働きかけを実施します。

877 また、好事例の横展開による普及拡大を図ることで、市内全域での取組につなげてい
878 きます。

879
880 ① 「食」を大切にする意識の醸成

- 881 ①-1 食品ロスに関する情報発信の充実
882 ①-2 環境教育・学習の推進

883
884 ② 市民の食品ロス削減行動の実践の促進

- 885 ②-1 家庭で実践できる具体的な食品ロス削減行動の呼びかけ
886 ②-2 調理等の工夫で食品ロスを減らす料理教室（エコクッキング）の開催
887 ②-3 食材を使い切るレシピの普及拡大
888 ②-4 ローリングストックの普及促進

889 ②-5 フードドライブの推進

890

891 ③ 事業者への食品ロス削減に向けた働きかけ

892 ③-1 特定建築物（大規模事業所）に対する排出指導の強化

893 ③-2 中小規模事業所への排出指導の推進実施

894 ③-3 給食提供施設への啓発指導の実施

895 ③-4 飲食店等における食べ残しの削減に向けた取組の推進

896 ③-5 来阪者に対する啓発の推進

897 ③-6 事業者との食品ロス削減に関する連携の推進

898

899 ④ 行政による率先的取組

900 ④-1 災害用備蓄食品の有効活用

901 ④-2 給食における残食削減

902 ④-3 大阪市役所における取組の推進

903

904

905 食品ロスの削減に向けた具体的施策の詳細は、P52「第4章 食品ロス削減推進計画」参照

906

907

908

909 1-(4) 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

910 ① 市民・事業者・行政の連携による2R（リデュース、リユース）の推進

- 911 ○ ホームページ等の広報媒体を活用して、大阪市と連携協定を締結する事業者のサ
912 ービスの活用を促し、粗大ごみを捨てずに譲る方法へ誘導し、市民の皆さんのリユ
913 ース行動を促進します。
- 914 ○ ごみゼロリーダーと連携してガレージセールを開催するほか、環境事業センター
915 によるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民の皆さんのリユース
916 行動を促進します。（再掲）
- 917 ○ シェアリング¹²やリユースは、資源を社会全体で有効活用し、環境負荷の低減に
918 つながるため、レンタル品や中古品の利用について普及啓発を実施します。
- 919 ○ 繰り返し使えるリターナブルびん入り商品を選択し、適切に販売店に返却するこ
920 とによりリユースが促進されるよう、市民・事業者に普及啓発を実施します。
- 921 ○ 「大阪市廃棄物減量等推進審議会」並びに「ごみ減量推進組織研究会」の提言に
922 より設立された「ごみゼロネット大阪」をはじめ、様々な団体と連携しながら、市
923 民・事業者の皆さんの自主的なごみ減量の取組を促進します。

12シェアリング:個人等が保有する活用可能な資産（かさ、自転車など）について、インターネット上のマッチングプラットフォーム等を介して他の個人等も利用可能とすること。シェアリングを活用することにより、資源を効率的に利用することができ、天然資源投入量や廃棄物発生量の削減に寄与するとともに、消費生活を豊かにする。

924

925 ② 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

926 ○ 「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般
927 廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行います。

928

929 ③ 大阪市役所における 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) の推進

930 ○ 大阪市は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環
931 境に配慮した取組を推進します。

932 また、「大阪市環境基本計画推進連絡会¹³」に設置している「ごみ減量推進分科会」
933 を基盤に、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とよ
934 り一層のごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに取り組みます。

935

936

937

938

939

940

¹³ 「大阪市環境基本計画推進連絡会」：環境施策に関する各局の連携を強化し、大阪市環境基本計画を総合的に推進するため、平成 23 (2011) 年 7 月から設置している。

941 基本方針2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進

942 (主なSDGsのゴール)



943 2R(リデュース、リユース)の取組を行った後に排出されるものについては、限りある
944 資源を有効活用するため、可能な限りリサイクルを進める必要があります。

945 ごみの分別排出を実践していただく市民・地域コミュニティの皆さんとの連携・コミュ
ニケーションの活性化にも努めて、ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。

946 また、分別収集した資源を何にリサイクルするのか、どのような流れで資源が循環して
947 いくのかを市民の皆さんに示していくこと(見える化)で、分別意識を向上し、分別排出
948 行動を促進します。さらに、容器包装プラスチックと製品プラスチックをあわせて「プラ
949 スチック資源」として一括収集し、市内事業者等による再商品化(マテリアルリサイクル
950 ¹⁴⁾を実施することで、プラスチックの資源循環を推進するとともに、温室効果ガス排出
951 につながるプラスチックの焼却量削減を進めます。

952 事業系ごみについては、「廃棄物処理法」により排出事業者が自らの責任で適正に処理す
953 ることが求められており、排出事業者の皆さんによる主体的なリサイクル行動を促進する
954 ことを原則としつつ、ごみの減量や適正区分・適正処理につながる取組を積極的に提案し、
955 事業系ごみの減量を進めます。

961 2-(1) 市民・事業者・行政の連携による分別・リサイクルの推進

962 ① リサイクルの促進

963 ○ 市民の自主的な取組である資源集団回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に
964 応じた奨励金の支給や当該活動に功績のあった団体の表彰など、活動を支援し古紙
965 等のリサイクルを促進します。

966 また、地域と連携したリサイクルの取組であるコミュニティ回収(大阪市が実施
967 している古紙・衣類収集を、地域コミュニティが主体となり行うもの)について、
968 収集を担う再生資源事業者を支援することにより、取組の安定化を図ります。

969 ○ ごみ収集・処理時の火災事故を防止するとともに、資源の有効利用を推進するた
970 め、環境事業センターにおいて、リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素
971 電池・モバイルバッテリー等(以下「リチウムイオン電池等」という。)の受付によ
972 る拠点回収を実施するとともに、電話等申込による訪問回収を実施します。

973 ○ 市民の皆さんの利便性を高め、一層のリサイクルを推進するため、回収拠点の拡
974 充に努めます。

975 ○ 使用済小型家電については、拠点回収を行うとともに、国の認定事業者と協定を

976 ¹⁴⁾ マテリアルリサイクル：使用済み製品や生産工程から出る廃棄物を回収し、必要な処理を行い、新しい製品の材
料や原料として使うこと。

977 締結し、市民の皆さんの自宅からの宅配便による回収を実施します。また、使用済
978 小型家電の再資源化にあたり、解体・分別の処理工程で障がい者の雇用・就労機会
979 を創出するため、福祉施策と連携します。

- 980 ○ 家庭で使用済みとなったパソコンは、使用済小型家電として拠点回収を行うとともに、拠点回収の対象（15cm×30cm以下の中のものに限る。）とならないものは、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、メーカー等に引渡すよう、普及啓発を行います。
- 984 ○ 民間事業者等が自主的に実施する資源の回収活動と連携し、一層のリサイクルを
985 推進します。
- 986 ○ 「廃棄物や不用品に手を加えて元の製品よりも付加価値の高いものを作り出す」
987 アップサイクルについて、普及啓発することで、リユース・リサイクルを促進しま
988 す。

991 ② 分別排出の徹底

- 992 ○ ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発や、環境事業センターによる普及啓
993 発の充実・強化等により、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類の分別排出を
994 促進します。
- 995 ○ 分別排出率が低い「プラスチック資源」や「その他の紙」を中心とした分別収集
996 対象品目について、普通ごみに排出されている要因を確認し、分け方・出し方のき
997 め細やかな周知や分別排出の必要性の訴求を行います。（再掲）
- 998 ○ 分別収集した資源を何にリサイクルするのか、どのような流れで資源が循環して
999 いくのかを市民の皆さんに示していくこと（見える化）で、分別意識を向上し、分
1000 別排出行動を促進します。
- 1001 ○ 家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていない
1002 いごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行いま
1003 す。
- 1004 ○ 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ、プラスチ
1005 ック資源、古紙・衣類の分別排出を徹底するため、アパート・マンションの所有者・
1006 管理者に対し分別排出の促進についての普及啓発を図ります。特に排出量が多いア
1007 パート・マンションをターゲットに排出調査・排出指導を行います。
1008 また、許可業者に対しても、アパート・マンションの分別収集を確実に行うよう
1009 要請するとともに、指導徹底を図ります。
- 1010 ○ 大阪市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミ
1011 ュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、違反者
1012 対し指導等を経たうえで、過料を科すなど、持ち去り行為の根絶に向け、厳
1013 正に取り組みます。

1015 2-(2) プラスチックの資源循環の推進

- 1016
- 1017 ○ 家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティと参画事業者が連携協働
1018 して回収する「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」に取り組み、分
1019 別が徹底された質の高いペットボトルを回収することで、国内における水平リサイ
1020 クル（ボトル to ボトル）等を促進し、プラスチックの資源循環を推進します。
- 1021 ○ 「プラスチック資源循環法」に基づき、従来から分別収集していた容器包装プラ
1022 スチックと、従来は普通ごみとして収集し焼却処理していた製品プラスチックを合
1023 わせて「プラスチック資源」として一括収集します。

1024 大阪市が国の認定を受けた再商品化計画に基づき、市内事業者等との連携により、
1025 効率的に再商品化（マテリアルリサイクル）を実施し、プラスチックの資源循環を
1026 推進します。

1027 市民の皆さんに対し、分別収集の対象となるプラスチック資源の分け方・出し方
1028 について、排出の状況に応じた、きめ細かな普及啓発を実施するとともに、分別の
1029 必要性について周知することで、分別排出率の向上を図るとともに、リチウムイオン電池等の危険物が混入しないよう、広報を行います。

1031 分別収集した資源を何にリサイクルするのか、どのような流れで資源が循環して
1032 いくのかを市民の皆さんに示していくこと（見える化）で、分別意識を向上し、分
1033 別排出行動を促進します。（再掲）

1035 2-(3) 事業系ごみの減量の推進

1036 ① 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と顕彰の実施

- 1038 ○ 特定建築物の所有者・管理者に対し、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計
1039 画書」の提出及び当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる「廃棄物管
1040 理責任者」の選任を義務付けるとともに、立入検査等による減量指導や廃棄物管理
1041 責任者向けの講習を実施し、事業系ごみの削減を図ります。

1042 • 提出された減量計画書の記載内容や排出事業者の取組状況を個々に分析し、ご
1043 めの減量や適正区分につながる取組を積極的に提案し、排出事業者のごみ減量を
1044 サポートします。

1045 • 立入検査の際に、ごみの保管状況（一般廃棄物への産業廃棄物の混入状況、産
1046 業廃棄物保管場所の掲示板設置を含む）や分別ボックスの設置・使用状況などを
1047 確認し、適切にできていない場合は、その原因や理由を探り、改善策（解決策）
1048 を提案するとともに、フォローアップを積極的に実施します。

- 1049 ○ 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、減量項目に応じて排
1050 出指導を強化するとともに、適正区分・適正処理を促し、資源化率の向上を図ります。

- 1052 ○ 廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ご

1053 み減量優良標」を贈呈するとともに、優良な取組みを一定期間以上継続した特定建
1054 築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施します。

1055

1056 ② 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

- 1057 ○ 排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処
1058 理ルートでの処理を求めます。
- 1059 ○ 環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発
1060 見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排
1061 出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。
- 1062 ○ 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき事業所への立入検査等
1063 を実施し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。特に資源化可能な紙類や
1064 産業廃棄物であるプラスチックの混入率が高い業種を優先的に個別訪問の手法によ
1065 る啓発を実施します。
- 1066 ○ 民泊事業所へ廃棄物排出状況を確認し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行い
1067 ます。

1068

1069 ③ 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

- 1070 ○ 事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携
1071 して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止します。
1072 資源化可能な紙類とは、新聞（折込広告含む）、段ボール、紙パック、雑誌類、
1073 ○ A紙、シュレッダー紙、その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用
1074 紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など）であり、機密書類についても含むものとしま
1075 す。
- 1076 ○ 資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は「廃棄物処理法」第7条第
1077 1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬す
1078 る業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設に
1079 おいて資源化するものとします。
- 1080 ○ 環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、資源化可能な紙
1081 類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排
1082 出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

1083

1084 ④ リサイクルルートへの誘導

- 1085 ○ ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、従業員にも分かり
1086 やすい資料等による情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に
1087 努めます。（再掲）
- 1088 ○ 事業者から排出される古紙を無料で回収する「古紙回収協力店制度」を実施し、
1089 少量排出事業者におけるリサイクルを促進します。

1091 ⑤ 許可業者が収集するアパート・マンションへの指導強化

1092 ○ 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、許可業者が収集する
1093 アパート・マンションに対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

1094

基本方針3 将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保

(主な SDGs のゴール)



3Rの取組を進めたうえで、なお排出されるごみの処理を行うにあたり、高齢化に伴うごみ出しの支援に対するニーズの増加等への着実な対応や環境負荷の低減、大規模災害への備えなど、社会課題に対応した適正処理を推進します。また、国内外からの観光客に対する、ポイ捨て防止の啓発を強化し、観光客の理解と協力を得ながら清潔で美しいまちの実現に取り組みます。

さらに、ごみ収集事業の一層のコスト削減と効率化を進めるとともに、より安全かつ安定したごみ処理体制を環境施設組合と連携して整備します。

加えて、大阪で唯一の国連機関である国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）や事業者との連携による国際協力を推進し、海洋プラスチックなど、地球規模のごみ問題の解決に取り組みます。

3-(1) 社会課題に対応した適正処理の推進

- 一人暮らしのおとしよりやおとしよりの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ふれあい収集（ごみの持出しサービス）を実施します。また、ふれあい収集の際には、声をかけさせていただき、希望する方については、返事がない、ごみが出されていないという場合、予め登録された連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスを実施します。
- 事件・事故等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみの収集輸送業務を行い、事件・事故等の発見時には必要な初動対応を行うなど、業務の中で市民の安全確保に向けた取組（ふれあいあんしんパトロール）を実施します。
- ごみ収集車にGPSを搭載し、IoT¹⁵の活用によって稼働時間や運搬量を日々チェックし、効率的な収集体制を構築します。また、ごみ収集車のドライブレコーダー映像を活用し、安全な収集輸送業務を実施するとともに、道路・街路樹の管理や防災対策等の取組に活用します。
- ごみ収集車にエコカー¹⁶を使用する等、大気環境の改善及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、3Rを推進して焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。

¹⁵ IoT : IoT (Internet of Things) とは、モノのインターネットと呼ばれている。これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車や家電など様々なモノがインターネットにつながるようになってきており、モノがインターネットを経由して通信することを意味する。

¹⁶ エコカー：低燃費かつ低排出ガス認定車及び次世代自動車（電動車等）をいう。（「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」より）

- 1129 ○ ごみの焼却処理事業においては、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有
1130 効活用を推進するとともに、焼却工場の適切な運営・施設管理を行うことにより環境
1131 に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努めます。
- 1132 ○ 大規模災害発生時に、環境事業センターが地域における廃棄物処理等のコントロー
1133 ルタワーとしての機能を果たしつつ、より適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分で
1134 きる体制を、環境施設組合と連携して整備していきます。

1135

1136 3-(2) 清潔で美しいまちづくりの推進

1137

1138 ① まちの美化推進

- 1139 ○ 「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」に基づき、空き缶等のポイ
1140 捨て等を防止するとともに、容器入飲料を自動販売機で販売する事業者に対し、回
1141 収容器の設置とその適正管理に努めるよう求め、国際都市大阪にふさわしい美しい
1142 まちづくりを推進します。
- 1143 ○ 清潔で美しいまちづくりを推進するため、ターミナルや繁華街等で指定している
1144 「ノーゴミモデルゾーン」内で活動している「まち美化パートナー」に支援を行い
1145 ます。
- 1146 ○ 市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表
1147 彰を行うなど、ボランティア団体の定着と活性化を図ります。また、新たな担い手を
1148 発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃
1149 用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者の皆さんに清掃活動への協力を呼
1150 びかけます。
- 1151 ○ 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清
1152 掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を開催し、まちの美
1153 化を訴えるとともに、広く市民・事業者の皆さんに清掃活動への協力を呼びかけま
1154 す。

1155

1156 ② 観光客への啓発の強化

- 1157 ○ 観光客の増加が著しいエリアにおいて、ポイ捨てごみの散乱が大きな問題となっ
1158 ていることから、国内外からの観光客に対する啓発を強化します。
- 1159 ○ 地域や観光関連事業者の皆さんとも連携しながら、地域の実情に即した環境美化
1160 の取組を推進します。

1161

1162 ③ 路上喫煙対策

- 1163 ○ 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、令和7年1月27日から、市
1164 内全域における路上喫煙を禁止しています。
- 1165 ○ 市内全域における路上喫煙禁止の実効性を確保するために、喫煙者と非喫煙者が
1166 共存できる喫煙環境の整備のほか、啓発指導体制の強化、啓発表示や情報発信を着実

1167 行うなど、区役所及び関係局と連携しながら取組を進めます。

- 1168 ○ 市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ
1169 市民マナー向上エリア制度」事業を実施するとともに、喫煙マナーやモラルの向上に
1170 向けた広報活動を実施し、路上喫煙対策の推進を図ります。

1171

1172 ④ はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないこと
1173 に起因する生活環境の悪化防止対策

1174 「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」
1175 に基づき、はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な
1176 措置を講じないことに起因する生活環境の悪化を防止するための取組を実施しま
1177 す。

1178

1179 ⑤ いわゆる「ごみ屋敷」対策

1180 いわゆる「ごみ屋敷」対策について、「大阪市住居における物品等の堆積による不
1181 良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の
1182 うえ、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して調査、
1183 指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保します。

1184

1185 3-(3) ごみ処理事業の一層の効率化と将来を見据えたごみ処理能力の確保

- 1186
- 1187 ○ 家庭系ごみ収集輸送事業については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、環
1188 境事業センターの集約化など、市民サービスを維持しつつ財政負担を軽減し持続可能
1189 な運営体制の構築をめざします。
- 1190 ○ ごみの焼却処理事業については、環境施設組合との緊密な連携のもと、より効率的
1191 な運転管理体制を構築するとともに、ごみ処理量の推移を見極めつつ、将来にわたる
1192 ごみ量の増減を見据えたごみの焼却能力を確保する取組を進めます。
- 1193 ○ 今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系
1194 ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入
1195 について検討します。

1196

1197 3-(4) 3Rや適正処理の推進に係る検討・調査

- 1198
- 1199 ○ 持続可能な循環型社会の形成に向け、容器包装リサイクル制度及び「プラスチック
1200 資源循環法」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化の実施について、「拡大
1201 生産者責任¹⁷」の考え方を踏まえ、市町村の役割の見直しなど、国等へ働きかけます。

¹⁷拡大生産者責任〔EPR (Extended Producer Responsibility)〕：生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。

- 1202 ○ 事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、民間事業者による効率的な資源化
1203 が図られるよう、再生利用業指定制度等のさらなる活用について検討します。
- 1204 ○ 他都市におけるリサイクルルートの導入事例などを研究し、現行法との整合性や大
1205 阪市が導入するにあたっての実現可能性などを検証したうえで、新たなリサイクルの
1206 手法を検討します。
- 1207 ○ 施策効果等を検証するため、ごみの組成割合や排出状況等の基礎調査を実施します。

1208

1209 **3-(5) 国際協力の推進**

1210

- 1211 ○ 国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）と連携し、プラスチック資源
1212 循環など環境分野における大阪市の取組を世界に発信します。
- 1213 ○ アジア諸都市等の3Rと適正処理を支援するため、都市間協力を推進します。
- 1214

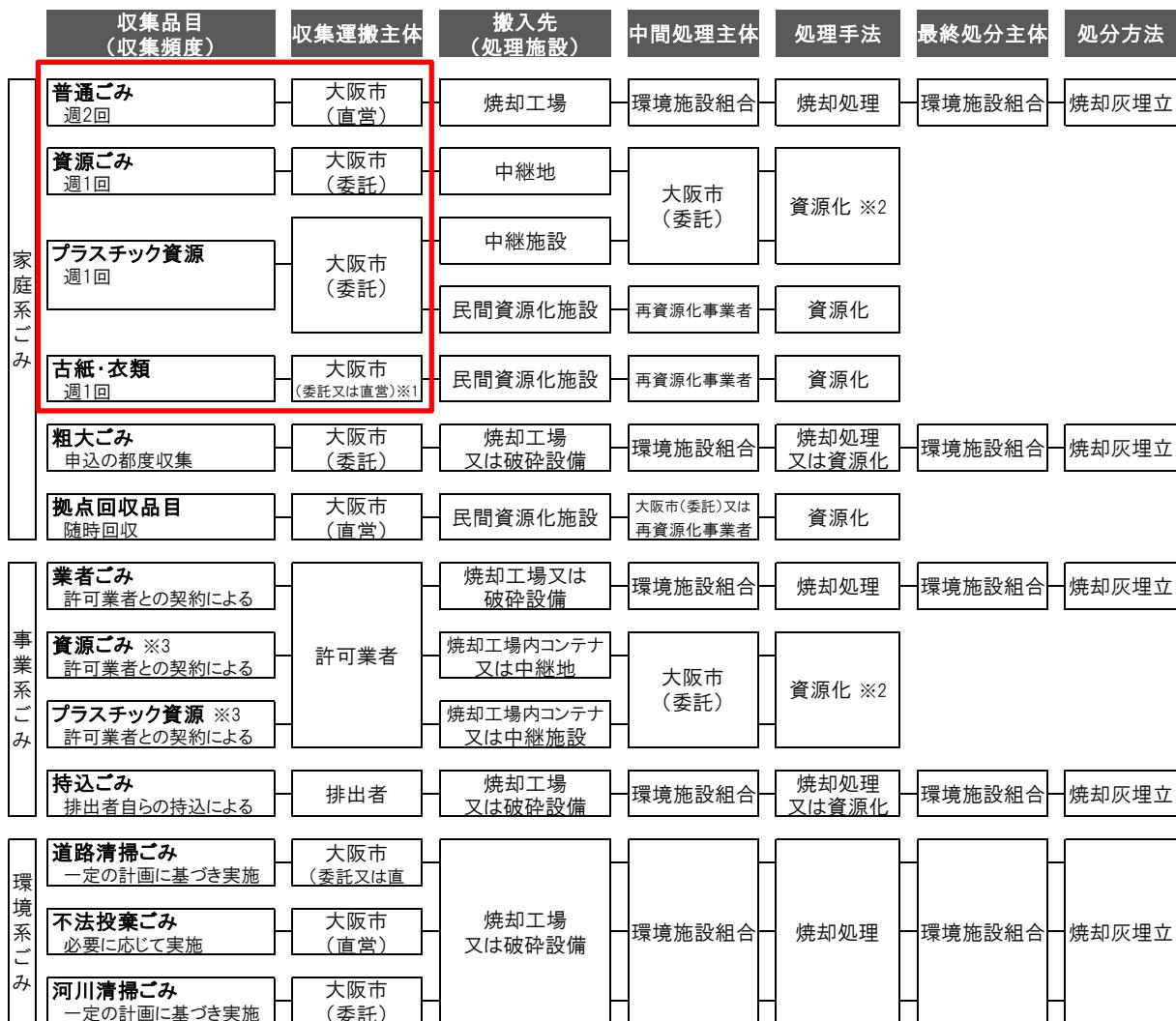
1215 8 ごみの処理

1216 (1) ごみの区分と処理主体

1217 大阪市が令和7（2025）年度当初時点で行っているごみの処理は次のとおりです。
 1218 国の施策や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直
 1219 しを行います。

1220

1221 <図4> 大阪市のごみ処理フロー



1224 ※1 北区・都島区は委託。また、西区・港区・大正区においては、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類収集を民間委
 1225 託により実施

1226 ※2 大阪市(委託)が選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については環境施設組合が焼却処理している。

1227 ※3 許可業者が収集するアパート・マンションから排出される資源ごみ・容器包装プラスチックを示す。

1228

1229

1230 (2) 収集運搬

1231 ア 家庭系ごみの収集運搬

1232 (ア) 大阪市が直営又は委託により収集するごみ

1233 本市職員もしくは委託業者が各戸収集を基本として収集し、焼却工場等の処理施
1234 設に搬入します。

1235 普通ごみ、資源ごみ、プラスチック資源、衣類並びに袋に入れて出される古紙及
1236 び粗大ごみの排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

1237 【ごみの収集区分及び頻度】

1239 ○ 普通ごみ 週2回収集

- 1240 • 生ごみ、陶磁器類等のほか、最大の辺又は径が30cm以内のものあるいは
1241 棒状で1m以内の分別収集対象品目以外のもの

1242 ○ 資源ごみ 週1回収集

- 1243 • 空き缶、空きびん、ペットボトル、金属製の生活用品、スプレー缶・カセ
1244 ットボンベ類

1245 ○ プラスチック資源 週1回収集

- 1246 • ペットボトルを除くプラスチック製容器包装、100%プラスチック素材で
1247 できている製品

1248 ○ 古紙 週1回収集

- 1249 • 新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙

1250 ○ 衣類 週1回収集

- 1251 • 衣類

1252 ○ 粗大ごみ 申込の都度収集

- 1253 • 最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもの、
1254 家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるもの
- 1255 • 粗大ごみ収集受付センターにインターネットや電話等で申し込み、品目に
1256 応じた手数料を「粗大ごみ処理手数料券」の購入またはキャッシュレス決済
1257 (インターネット受付のみ)により支払う。「粗大ごみ処理手数料券」を購入
1258 した場合は、手数料券に受付番号又は氏名を記入し、品目ごとに貼り付けて
1259 指定された収集日に排出する。キャッシュレス決済により支払いを行った場
1260 合は、受付番号又は氏名を粗大ごみに明示して指定された収集日に排出する。

1261 ○ 抛点回収品目 隨時回収品目

- 1262 • 乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計、マタニティウェ
1263 ア等、インクカートリッジ、使用済小型家電、リチウムイオン電池等につい
1264 て、回収場所を設け拠点回収を行う。また、マタニティウェア等、蛍光灯及
1265 びリチウムイオン電池等は、電話等申込により本市職員が家庭まで訪問回収
1266 を行う。

- 1267 ○ 管路輸送（真空式ごみ収集方式）
1268 • 南港ポートタウンでは「真空式ごみ収集方式」により許可業者が収集し、
1269 処理施設に搬入する。

1270 **(イ) (ア)以外の方法によるごみ**

1271 排出者自らが、処理施設に搬入します。なお、排出者の意向により、許可業者
1272 が収集運搬し、処理施設に搬入することがあります。

1273
1274 **イ 事業系ごみの収集運搬**

1275 事業系ごみは、排出者が自ら、または排出者との契約により許可業者が、処理施
1276 設に搬入します。袋によりごみを排出する場合は、「中身の見えるごみ袋」の使用を
1277 指定します。

1278 なお、排出者の意向により、少量排出事業者から排出されるものは、大阪市が収
1279 集運搬することがあります。

1280
1281 **ウ 環境系ごみの収集運搬**

1282 **(ア) 道路清掃ごみ**

1283 主要幹線道路については委託業者が、また、市民協力の困難な場所等において
1284 は本市職員が、必要な清掃を行い、収集したごみを処理施設に搬入します。

1285 **(イ) 不法投棄ごみ**

1286 本市職員が迅速に収集し、適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃
1287 により回収されたごみについても、本市職員が収集し、処理施設に搬入します。

1288 **(ウ) 不法投棄防止対策**

1289 不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくり
1290 に努めるとともに、土地管理者に対し管理義務を履行するよう指導します。

1291 また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感セン
1292 サー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組みます。

1293 さらに、市民モラルの向上を喚起するため、広報活動を行います。

1294 **(I) 河川清掃ごみ**

1295 大阪市が管理する河川の水面に浮遊するごみについては、委託業者が収集を行
1296 い、処理施設に搬入します。

1297
1298 **エ 犬・猫等の死体の処理**

1299 家庭で飼われていた犬や猫等のペットの死体や道路上のへい死動物については、
1300 本市職員が収集し、委託により民間処理施設で適正に処理します。なお、実験動物
1301 の死体等については、許可業者が収集し、民間処理施設で処理します。

1302
1303 **オ 胞衣汚物の処理**

1304 胞衣汚物については、許可業者が収集し、民間処理施設で処理します。

1305 (3) 処理処分

1306 ア ごみ処理事業の運営形態

1307 ごみの収集輸送、中間処理（選別等）は、大阪市が行い、中間処理（焼却・破碎）
1308 と最終処分については、環境施設組合が行います。

1310 イ 中間処理

1311 (ア) 焼却処理

1312 ○ 3Rを推進したうえで、なおかつ排出されるごみについては焼却処理を行い、
1313 ごみの減容化・減量化を図ります。

1314 可燃性ごみは、環境施設組合が全量焼却し、粗大ごみ等は環境施設組合が破
1315 碎処理後、金属回収を行うとともに、残渣については焼却処理します。

1316 ○ 焼却工場の操業にあたっては、ダイオキシン類削減対策や公害防止対策に万
1317 全を期すなど、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、省エネルギー化や
1318 焼却余熱の熱回収に積極的に取り組み、効率的な運転を推進するよう、環境施
1319 設組合との緊密な連携に努めます。

1320 (イ) 資源化

1321 ○ 破碎設備

1322 粗大ごみ等は環境施設組合が破碎設備において破碎処理を行い、破碎処理後
1323 の金属を回収し資源化を行います。

1324 ○ 資源ごみ中継地

1325 資源ごみ中継地に搬入した資源ごみ及び許可業者がアパート・マンションから
1326 収集し焼却工場に設置したコンテナに搬入した資源ごみについては、民間選
1327 別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者に引き渡して資源化します。

1328 ○ プラスチック資源中継施設

1329 プラスチック資源中継施設及び許可業者がアパート・マンションから収集し
1330 焼却工場に設置したコンテナ等に搬入したプラスチック資源については、民間
1331 施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リ
1332 サイクル協会へ引き渡して再商品化します。

1333 認定再商品化計画に基づく再商品化施設に搬入したプラスチック資源につ
1334 いては、再商品化事業者において異物除去を行ったうえで、再商品化します。

1335 ○ 民間資源化施設

1336 • 古紙及び衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者に引き渡して資源
1337 化します（収集運搬業務の委託業者自らが資源化する場合もあります）。

1338 • 乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計、リチウムイオ
1339 ン電池等及びリユースに向かないマタニティウェア等については、再資源化
1340 事業者に引き渡して資源化します。

1341 • インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に引き

1342 渡して資源化します。
1343 • 使用済小型家電は、「小型家電リサイクル法」に基づく国の認定事業者に引
1344 き渡して資源化します。

1345

1346 ウ 最終処分

1347 焼却灰は、環境施設組合が北港処分地（夢洲 1 区）又は大阪湾広域臨海環境整備
1348 センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行います。

1349 北港処分地夢洲 1 区は、大阪市唯一の最終処分場であることから、引き続き、廃
1350 棄物の発生抑制、減量化などにより可能な限り最終処分場の延命化を図るとともに、
1351 北港処分地(夢洲 1 区)以降の最終処分場の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」
1352 が円滑に推進するよう、関係先との調整等取組を進めます。

1353

1354

1355

1356 (4) 施設一覧（令和7年10月1日現在）

1357 〈表5〉環境事業センター

1358 名称	1359 所管区域	1360 所在地
1360 東北環境事業センター	1361 北区・都島区・淀川区・東淀川区	1362 東淀川区上新庄 1-2-20
1361 城北環境事業センター	1362 旭区・城東区・鶴見区	1363 鶴見区焼野 2-11-1
1362 西北環境事業センター	1363 福島区・此花区・西淀川区	1364 西淀川区大和田 2-5-66
1363 中部環境事業センター	1364 天王寺区・東住吉区	1365 東住吉区杭全 1-6-28
1364 中部環境事業センター出張所	1365 中央区・浪速区	1366 浪速区塩草 2-1-1
1365 西部環境事業センター	1366 西区・港区・大正区	1367 大正区小林西 1-20-29
1366 東部環境事業センター	1367 東成区・生野区	1368 生野区巽中 1-1-4
1367 西南環境事業センター	1369 住之江区・住吉区	1370 住之江区泉 1-1-111
1368 南部環境事業センター	1370 阿倍野区・西成区	1371 西成区南津守 5-5-26
1369 東南環境事業センター	1372 平野区	1373 平野区瓜破南 1-3-40

1374 〈表6〉焼却工場【環境施設組合が所管】

1374 名称 所在地	1375 規模	1376 処理能力	1377 竣工	1378 余熱利用
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t／日 ×2基	600t／日	平成6年度	発電(14,500kW):エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t／日 ×2基	600t／日	平成6年度	発電(12,800kW):八尾市立衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t／日 ×2基	900t／日	平成13年度	発電(32,000kW):舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t／日 ×2基	900t／日	平成14年度	発電(27,400kW):近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t／日 ×2基	400t／日	平成21年度	発電(10,000kW)
住之江工場 住之江区北加賀屋4-1-26	200t／日 ×2基	400t／日	令和4年度	発電(11,300kW)

1375 ※上記施設のほかに鶴見工場が建替のため休止中。

1377 〈表7〉破碎設備【環境施設組合が所管】

1377 名称	1378 規模	1379 竣工	1380 備考
舞洲工場破碎設備	回転式 120t／5h 低速回転せん断式 50t／5h	平成13年度	舞洲工場内に設置

1379 〈表 8〉資源ごみ中継地

名称	竣工	所在地
西北方面中継地	平成6年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 西北環境事業センター敷地内
西南方面中継地	平成6年度	大阪市大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正工場敷地内
東南方面中継地	平成6年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 東南環境事業センター敷地内
東北方面中継地	平成13年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内
鶴見中継地	令和5年度	大阪市鶴見区焼野 3-2-37

1388 〈表 9〉プラスチック資源中継施設

名称	竣工	所在地
西淀中継施設	平成15年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 環境施設組合西淀工場敷地内
平野中継施設	平成17年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 環境施設組合平野工場敷地内
東淀中継施設	平成22年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合局東淀工場敷地内
鶴見中継施設	令和5年度	大阪市鶴見区焼野 3-2-37

1396 〈表 10〉真空式ごみ中継施設

名称	導入年月	所在地
南港管路輸送センター	昭和52年11月	住之江区南港中6-2-28

1397 ※空気輸送方式はH31.3末に廃止、真空式ごみ収集の中継施設として使用。

1399 〈表 11〉最終処分場

1400 (1)埋立処分場

名称	位置	埋立開始年月	規模	埋立期限
北港処分地(夢洲1区)	此花区夢洲東1丁目地先	昭和60年6月	埋立面積 731,000m ² 埋立容量 11,690,000m ³	令和49年11月
大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪沖埋立処分場	此花区北港緑地地先	平成21年10月	埋立面積 950,000m ² 埋立容量 14,000,000m ³	令和15年3月

1403 (2)中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島2-10-100

1406 (5) 適正処理対策

1407 ア 排出禁止物の指定

1408 収集車両の火災事故や処理施設の故障の原因となる危険物等については、「大阪
1409 市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第 18
1410 条により「排出禁止物」として指定しています。それらの処理については、販売店
1411 やメーカー等により回収・処理されるよう、市民に対し相談窓口等の情報提供を行
1412 うことで、適正処理の徹底を図ります。

1414 【排出禁止物】

- 1415 ○ 有害性のある物
硫酸等の劇薬、殺虫剤等の農薬等
- 1417 ○ 危険性のある物
ガスボンベ、炭酸ガスシリンダー、消火器、自動車用バッテリー等
- 1419 ○ 引火性のある物
ガソリン、灯油、シンナー、廃油等
- 1421 ○ 著しく悪臭を発する物
動物・魚等の残渣物、ふん尿等
- 1423 ○ 特別管理一般廃棄物
エアコン、テレビ及び電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)
使用部品、感染性廃棄物等
- 1426 ○ その他大阪市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは大阪市が搬入を行
1427 う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障
1428 が生ずる物
オートバイ、ミニバイク、金庫(手提げ金庫を除く)、ピアノ、自動車用タ
1430 イヤ等

1432 イ 医療系廃棄物

1433 在宅医療に伴う注射器等の医療系廃棄物については、市民に対し耐貫通性のある
1434 容器に入れて治療を受けている医療機関へ返却するよう啓発を行い、医療機関によ
1435 る自主回収へ誘導します。

1437 ウ 特別管理一般廃棄物

- 1438 ○ 感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物
1439 処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行うものとします。
- 1440 ○ 「廃棄物処理法」施行令第1条第1号に掲げるもの¹⁸に含まれるポリ塩化ビ

¹⁸廃棄物処理法施行令第1条第1号に掲げるもの:廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ

1441 フェニル（P C B）を使用する部品の処理は事業者責任で行うものとします。

1442 ○ 「廃棄物処理法」施行規則第1条第3項に規定するごみ処理施設¹⁹から生じる
1443 ばいじんの処理は環境施設組合が行います。

1444 **工 適正処理困難物**

1445 「廃棄物処理法」第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定さ
1446 れた廃棄物²⁰については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要
1447 望を行います。

1448 **オ 市域外ごみ及び産業廃棄物対策**

1449 大阪市に処理責任のない市域外ごみ及び産業廃棄物については、処理施設における搬入物検査や排出源調査を実施するなど、適正搬入対策を継続します。

1450 **カ 特定家庭用機器廃棄物**

1451 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄
1452 物であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目につ
1453 いては、小売業者による引取及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、
1454 それに係る費用を排出者が負担することが定められているため、大阪市では特定家庭用機器廃棄物を粗大ごみ収集の対象品目から除外しています。

1455 なお、小売業者に引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物についても、大阪市
1456 では収集を行わず、市民に対し、リサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、
1457 適正処理を行います。

1458 **キ 水銀含有廃棄物**

1459 「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に則り、拠点回
1460 収等を行っている乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計につ
1461 いては、水銀の飛散・流出防止に留意し、民間資源化施設において水銀の適正処理及
1462 び再資源化を推進します。

1463 **ク フロン含有廃棄物**

1464 冷媒としてフロンを使用・含有している家電製品（除湿機、冷風機、冷水機、製
1465 氷機、ウォーターサーバーなどの一部）や一般家庭で使用されていた「業務用エア
1466 コン」「業務用冷凍冷蔵機器」については、大阪市では収集を行わず、「フロン類の

1467 ¹⁹廃棄物処理法施行規則第1条第3項に規定するごみ処理施設：環境施設組合の焼却工場

1468 ²⁰廃棄物処理法第6条の3第1項の規定により指定された廃棄物：

(1)廃ゴムタイヤ（自動車用）、(2)廃テレビ受像機（25型以上）、(3)廃電気冷蔵庫（250リットル以上）、
(4)廃スプリングマットレス〔(2)(3)は家電リサイクル法適用〕

1474

使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づく適正

1475

処理を推進します。

1476 9 災害対策

1477 地震や風水害等の自然災害の発生、特に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大
1478 地震では、地震や津波の被害による災害廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等に伴
1479 い、生活ごみについても平時のような収集・処理が困難になることが想定されます。

1480 そのため、大規模災害の発生により一時的・大量に発生する災害廃棄物や避難所で発
1481 生するごみ・し尿の処理などに対して、事前に十分な準備をしておく必要があります。

1482 こうしたことから、「大阪市地域防災計画」を補完するとともに、過去の教訓を踏まえ、
1483 大規模災害に伴い発生する災害廃棄物に備える事前の体制整備と、発災時における災害廃
1484 棄物処理に関する市の基本方針を示すものとして、「大阪市災害廃棄物処理基本計画」を策
1485 定しています。

1486 また、大阪市災害廃棄物処理基本計画に基づく対応を円滑に進めるため、「業務実施マニ
1487 ュアル」を別途策定しています。

1488 なお、自然災害等が発生し、被災市町村から支援の要請があった場合には、相互応援に
1489 関する協定等に基づき、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するための行政間
1490 協力という見地から、大阪市のごみ収集輸送能力の範囲内で災害ごみの収集運搬を実施し
1491 ます。

1492

1493

1494 10 生活排水（し尿等）の処理

1495 大阪市の水洗化率は平成30（2018）度末時点においてほぼ100%を達成しています
1496 ので、「し尿等の収集運搬・処理処分計画」については、毎年度策定する実施計画で定めま
1497 す。

1498

1499 11 計画の進行管理

1500 本計画の進捗状況について、ごみの組成調査などによるデータ等に基づき効果分析と検
1501 証を行いながら、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

1502 なお、進行管理にあたっては、大阪市廃棄物減量等推進審議会へ報告し、審議を経ると
1503 ともに、進捗状況を市ホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めます。

1504 また、必要な対応策等については、毎年度策定する「大阪市一般廃棄物処理実施計画」
1505 に反映するとともに、国の施策や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が
1506 生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

1507

第4章 食品ロス削減推進計画

～まだ食べられるやん！もったいない（Mottainai）～

1 計画の基本事項

（1）策定の趣旨

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。国連食糧農業機関（FAO）によると、世界では年間約13億トンの食品ロスが発生し、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されています。一方で、飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約7億5千万人と推定されています。

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、生産・製造・流通・販売・消費・廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの浪費にもつながります。食品ロスの削減は、家計負担やごみ処理に係る財政支出の削減、さらには温室効果ガス排出量の削減による気候変動の抑制や、生物多様性の保全も期待できるものです。

また、食品ロスの削減は、国際的に重要な取組課題となっており、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）では、「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」において、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減する」と目標設定され、国際的に重要な取組課題となっています。

国においては、令和元（2019）年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、消費者、事業者などの各主体の責務が明記されるとともに、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが定められ、「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」の策定に努めることとされました。

大阪市は、人口及び都市機能が高密度に集積しており、約280万人（令和6年推計人口年報）の市民が暮らすとともに、約353万人の昼間人口（令和2年国勢調査）が集う市域内には、多くの飲食店、ホテル、食品販売店など食品関連産業が集積し、さらに近年は、大型集客施設の開業が相次いでおり、家庭及び事業所両面から日々膨大な食品ロスが発生しています。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・来阪者・行政が一体となって食品ロス削減に取り組み、ごみを減量し、もって環境や社会問題の解決に資するため、「大阪市食品ロス削減推進計画」を策定します。

1539 **(2) 計画の位置付け**

1540 本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第 19 号) 第 13 条
1541 第 1 項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、本
1542 市のごみの処理や減量に関する施策の方向性を示した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」
1543 における施策の一つとして位置付けるものとします。

1544 また、「大阪市食育推進計画」をはじめとする各種計画とも整合性を図るものとします。

1546 **(3) 計画期間**

1547 令和 8(2026)年度から令和 20(2038)年度までの 13 年間とし、令和 14(2032)
1548 年度を目途として中間見直しを実施します。

1549 また、国の施策や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1550

1551

1552

1553

1554

1555

1556

1557

1558

1559

1560

1561

1562

1563

1564

1565

1566

1567

1568

1569

1570

1571

1572

1573

1574 2 食品ロスの現状

1575 (1) 食品ロスの発生要因

1576 食品廃棄物（生ごみ）は、本来食べられるもの（可食部分）と、野菜の芯や魚の骨など元々食べることができないもの（非可食部分）に分けられます。

1578 食品ロスは、食品廃棄物（生ごみ）のうち、本来食べられるもの（可食部分）である
1579 にもかかわらず捨てられてしまっているものです。

1580 食品ロスは、生産、製造、流通、販売、消費といったフードサプライチェーンのあら
1581 ゆる段階で発生しています。

1582 家庭における主な食品ロスは、消費段階において発生するものとなっており、食材の
1583 買いすぎや、作りすぎ・好き嫌いなどが原因で食べ残されたもの（食べ残し）、冷蔵庫等
1584 に入れたまま賞味・消費期限が切れるなどして食べられずに廃棄されたもの（手つかず
1585 食品）などが食品ロスとして捨てられています。

1586 事業所における主な食品ロスは、食品製造業では製造工程のロスや返品などが、食品
1587 卸売・小売業では返品や納品期限切れ、売れ残りなどが、外食産業では調理時のロスや
1588 客の食べ残しなどが食品ロスの原因となっています。

1589

1590 食品ロスの要因と対策

		主な食品ロスの 発生要因	削減方法 (Reduce)	活用方法 (Reuse)
フードサプライチェーン	農業／水産業者	○規格外食材、 流通できなかつた食材	○新たな価値への 転換	○フードバンク への提供 ○新たな食品価値 への転換
	食品製造業者	○商慣習 ○規格外品による返品や廃棄	○食品ロスにしない 製造・工夫	
	食品卸売業者		○商慣習の見直し	
	食品小売業者	○販売機会の損失をおそれた多量発注	○需要に見合った 販売等の推進	○フードバンク への提供 ○新たな食品価値 への転換
		○消費者の過度な鮮度志向や 期限表示の理解不足による売れ残り	○消費者への啓発	
	外食産業者	○消費者の食べ残し	○食べきりの工夫 ○消費者への啓発	
	消費者	○食べ残し ・作りすぎ ・好き嫌い ○直接廃棄 ・買いすぎ ・消費・賞味期限切れ(使い忘れ) ・もらい物等の好みが合わない	○消費者への啓発	○おすそ分け ○シェア ○フードドライブ

1591
1592 ※「食品ロス削減ハンドブック（令和6年度版）消費者庁」を参考に作成
1593
1594

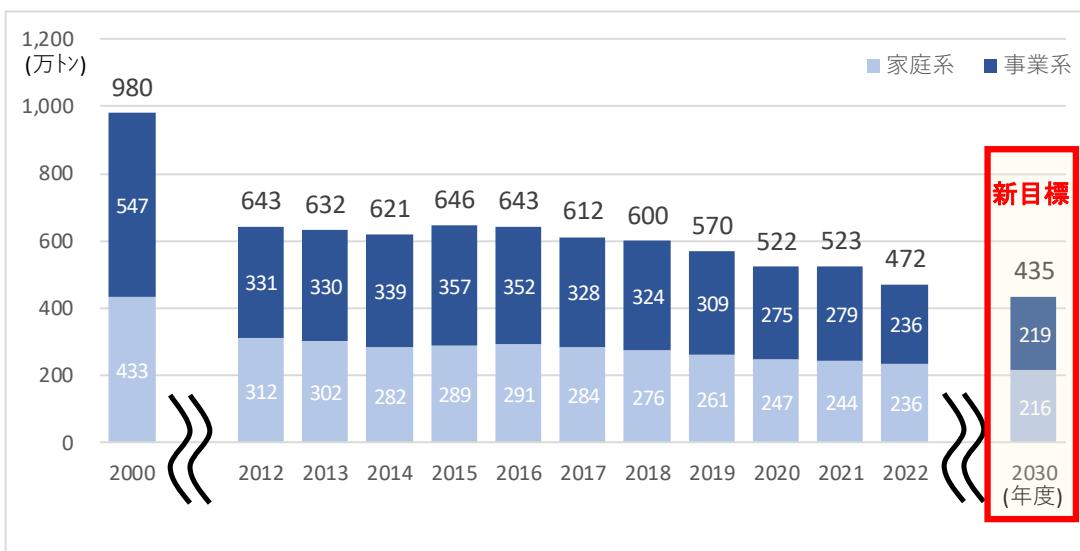
(2) 国における食品ロス量の状況

国における令和5（2023）年度の食品ロス量は、家庭系が 233 万トン、事業系が 231 万トン、全体で 464 万トンとなっています。これは、約 4 兆円の経済損失にあたるとともに、食品ロスによる温室効果ガス排出量は 1,050 万トン-CO₂ に上ると推計されています。

国においては、家庭系・事業系いずれも食品ロス量を 2000 年度比で 2030 年度までに半減させる目標を設定し、消費者への啓発や食品関連事業者による取組を促進してきたところ、事業系食品ロス量については、令和4（2022）年度に 8 年前倒しで目標を達成しています。これは、新型コロナウイルスによる市場の縮小等の影響があったものの、商慣習の見直しなど食品関連事業者の食品ロス削減の取組が着実に進められてきた成果であると考えられています。

しかしながら、国の食品ロス量 464 万トンは、国連世界食糧計画(WFP)による 2023 年の食料支援量（約 370 万トン）の約 1.3 倍となっており、一層の食品ロス削減が求められるため、令和7（2025）年 3 月に、新たな事業系食品ロス削減目標として、2000 年度比で 2030 年度までに 60% 減（前目標半減）とする目標が設定されています。

■国における食品ロス量の推移



(3) 大阪市における食品ロス量の状況

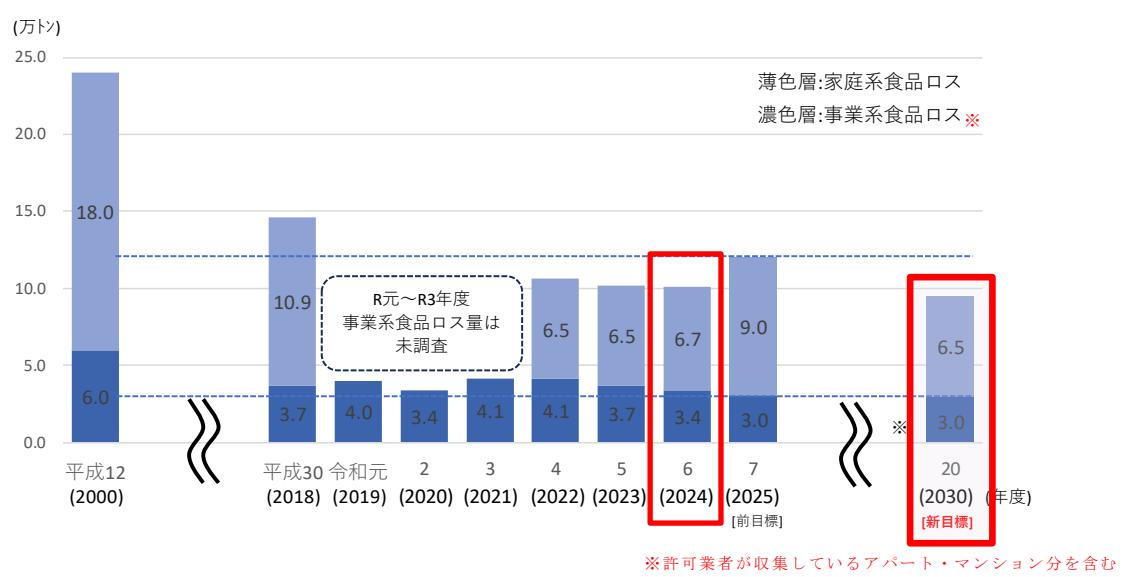
大阪市における令和6（2024）年度の食品ロス量は、家庭系が 3.4 万トン、事業系が 6.7 トン、合計 10.1 万トンと推計しています。

令和2（2020）年 3 月に策定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画【改定計画】」においては、ごみ減量の分野別目標として、食品ロス量を令和7（2025）年度までに平成 12（2000）年度比で半減とする削減目標を設定していました。

家庭系については、近年減少傾向となっているものの、基準年度比半減とする目標の達成に向け、引き続き削減に取り組んでいく必要があります。

一方、事業系については、令和 6 (2024) 年度の推計量が、平成 12 (2000) 年度比で 63% 減となっており、国の新たな削減目標の水準をも達成している状況となっていますが、今後、社会経済活動の活性化に伴い、インバウンドをはじめ、来阪者のさらなる増加も見込まれているため、食品ロス量の推移を注視していく必要があります。

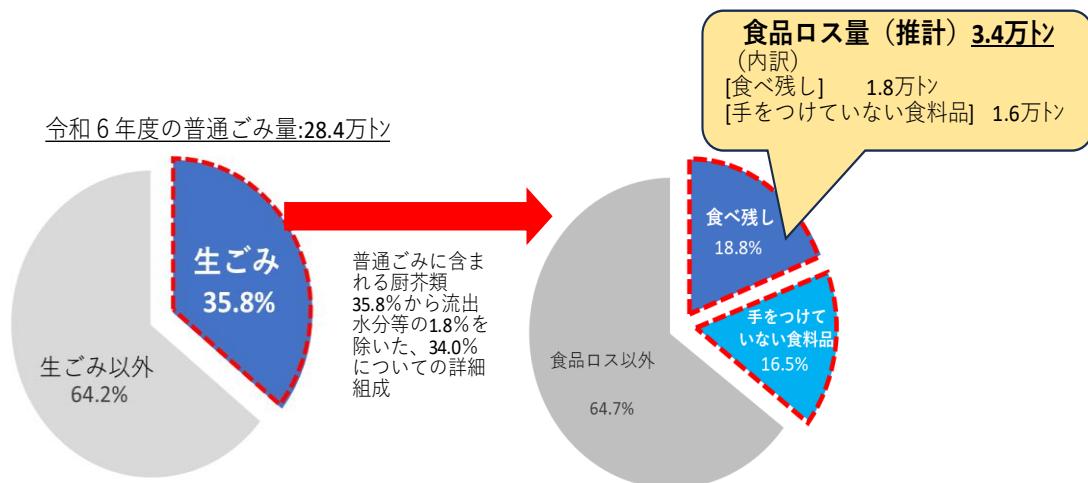
■本市における食品ロス量の推移



(4) 家庭から排出される食品ロス量の内訳

令和 6 (2024) 年度に実施した家庭系ごみ組成分析調査では、家庭から排出された生ごみ（約 9.7 万トン）に占める食品ロス量の割合は約 35% で、3.4 万トンもの量が食べられるのに廃棄されています。

その内訳は、食べ残しが約 55%（1.8 万トン）、消費期限切れ等で手をつけずに直接捨てられた食品が約 45%（1.6 万トン）となっています。



1668
1669
1670
1671
1672
1673
1674
1675



1676 ※ある地域（約200世帯）の4日分のごみから出てきた手つかずの食品
1677 （令和6年度家庭系ごみ組成分析調査から）

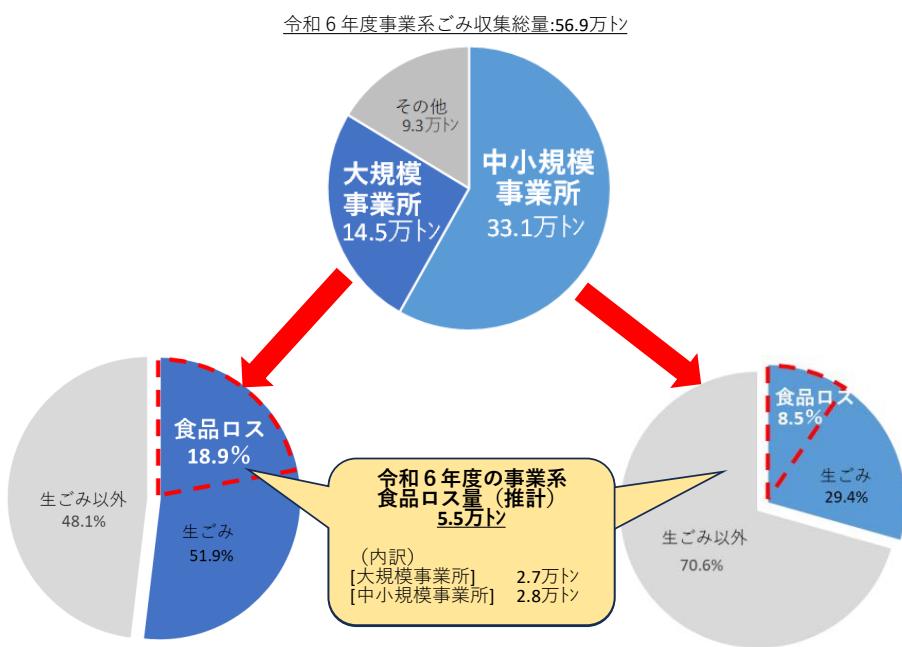
1678

1679 (5) 事業所から排出される食品ロス量の内訳

1680 事業系ごみ排出実態調査によると、事業所からは、食品ロス量が5.5万トン廃棄さ
1681 れています。

1682 大阪市の事業系ごみ量の約25%を占める大規模事業所を対象とした令和5(2023)
1683 年度調査によると、大規模事業所から排出されるごみでは、生ごみが51.9%を占め
1684 るとともに、約4割が食品ロスとなっています。

1685 一方、事業系ごみ量の約57%を占める中小規模事業所を対象とした令和4(2022)
1686 年度調査によると、中小規模事業所では、排出されるごみのうち生ごみは29.4%と
1687 大規模事業所より低く、食品ロスの割合も3割を下回っています。



1688
1689

(6) 現状を踏まえた課題と取組の方向性

大阪市の家庭から排出されている生ごみの約 35%が、食べられるのに捨てられている食品ロスとなっています。「食」を大切にする意識を醸成するとともに、計画的な食材購入や調理、食品の適切な管理など、食品ロスを減らす実践行動を促進していく必要があります。

また、事業所から排出されている食品ロスを効果的に削減していくためには、大規模オフィスビルにおける飲食店やホテル、店舗ビル等を対象として食品ロス削減に取り組んでいく必要があります。

さらに、増加が見込まれる来阪者が排出する食品ロスの削減に向けた取組を検討していく必要があります。

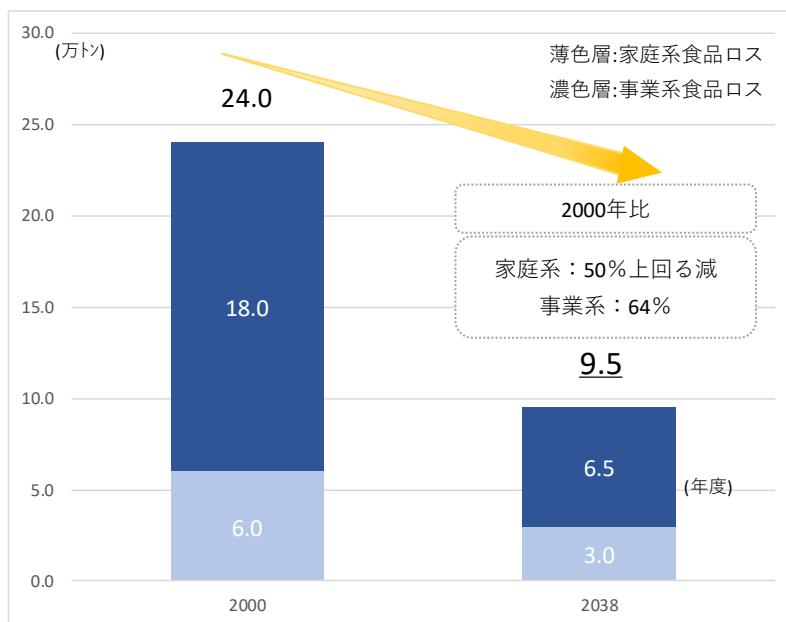
1700

3 削減目標

大阪市においては、国の 2030 年度までの食品ロス削減目標を踏まえつつ、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の計画目標である「令和 20（2038）年度のごみ処理量 84 万トン」と整合する食品ロス削減目標を設定します。

家庭系食品ロスについては、2000 年度比で 2030 年度までに半減とする国の削減目標を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の計画年度である令和 20（2038）年度までに、2000 年度比で 50%を上回る削減を目指します。

事業系食品ロスについては、既に国新たな削減目標の水準を上回っていることを踏まえるとともに、社会経済活動の活性化やインバウンドが増加する状況下においても削減の取組を進め、令和 20（2038）年度までに 64%減とすることを目標とします。



1724 4 推進する施策

1725 食品ロスを削減するためには、一人ひとりが「食」を大切にする心を育み、多様な主
1726 体が連携して取り組んでいくことが必要です。

1727 市民・事業者・来阪者・関係団体の間で、「食」を大切にする意識が醸成され、食品の
1728 製造・流通・販売・消費の各段階における食品ロスの削減に向けた具体的な取組が実践
1729 されるよう、行動変容に向けた働きかけを実施します。

1730 また、好事例の普及拡大を図ることで、市内全域での取組につなげていきます。

1732 (1) 「食」を大切にする意識の醸成

1733 ① 食品ロスに関する情報発信の充実

- 1734 • 食品ロスの現状についてデータに基づく分かりやすい広報・啓発を実施し、
1735 食品ロス削減意識の向上に努めます。
- 1736 • SNS 等を活用し、食品ロス削減に向けて積極的な情報発信を実施します。
- 1737 • 「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減月間（10 月）
1738 に合わせた集中的な情報発信を実施します。
- 1739 • 各種環境イベントのほか、区民まつりや食育イベント、消費者フェアなど各
1740 種イベントの場を活用し、食品ロス削減の啓発を実施します。
- 1741 • 市民団体・事業者等と連携し、「てまえどり」などの購買行動が食品ロス削減
1742 につながることを消費者（市民等）に周知するとともに、事業者等の取組の
1743 横展開にもつなげます。

1744 ② 環境教育・学習の推進

- 1745 • 小中学生向け副読本「おおさか環境科」において食品ロス問題を取り扱い、
1746 環境教育を推進します。
- 1747 • 食品ロス削減をテーマとする出前講座や講演会等を実施します。
- 1748 • 各種食育事業やエシカル²¹消費等の消費者教育において、食品ロスに関する
1749 意識の向上を図ります。

1751 (2) 市民の食品ロス削減行動の実践の促進

1752 ① 家庭で実践できる具体的な食品ロス削減行動の呼びかけ

- 1753 • 食材の「使いきり」・料理の「食べきり」のため、定期的な在庫チェック（毎
1754 月30日と10日にチェックする30・10（さんまるいちまる）運動（家庭
1755 版））による消費期限等表示の確認や食材の適量購入、適量調理、料理の冷蔵・
1756 冷凍保存を呼びかけます。あわせて、ごみ排出時の「水きり」についても啓

²¹ エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと

1757 発します。

- 1758 • 賞味期限・消費期限の正しい理解を促進します。
- 1759 • 家庭用廃食用油のリサイクルを検討します。

1760 ② **調理等の工夫で食品ロスを減らす料理教室（エコクッキング）の開催**

- 1761 • 計画的な食材購入や保管・調理方法の工夫などを実践する“食材を無駄にせず、ごみをできるだけ出さない”「エコクッキング」を、地域や食育等関連行政機関とも連携しながら広めます。

1764 ③ **食材を使いきるレシピの普及拡大**

- 1765 • 食品ロス削減レシピ（動画等）をホームページに掲載し、実践を呼びかけます。
- 1766 • 食材と栄養をムダにしない「えこレシピ」（大阪市食生活改善推進員協議会と協働で作成）をホームページに掲載し、実践を呼びかけます。

1769 ④ **ローリングストックの普及促進**

- 1770 • 災害に備えて、普段から食品を少し多めに買い置きし、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つ方法である「ローリングストック」の普及を促進します。
- 1774 • 備蓄食材をおいしく消費できるような調理（ローリングストッククッキング）の普及啓発により、災害への備えと食品ロス削減の啓発を図ります。

1776 ⑤ **フードドライブの推進**

- 1777 • 家庭で余っている食品を持ち寄り、社会福祉協議会等を通じて食の支援を必要とする団体等に譲渡する「フードドライブ」活動が、市民にとって身近な取組となるよう、事業者・NPO等と連携して拡大を図り、食品ロスの削減を通じて生活困窮者への支援にもつなげます。

1782 **（3）事業者への食品ロス削減に向けた働きかけ**

1783 ① **特定建築物（大規模事業所）に対する排出指導の強化**

- 1784 • 特定建築物における食品関連事業者や食品廃棄物を多量に排出する大規模事業所に対し、食品ロス削減の啓発指導を実施します。
- 1786 • 「特定建築物廃棄物管理責任者講習」において、食品ロス削減に向けた啓発や情報提供を実施します。

1788 ② **中小規模事業所への排出指導の推進**

- 1789 • 生ごみの組成割合が多い業種の事業者に対し、食品ロス削減に向けた啓発指導を実施します。

1791 ③ **給食施設への啓発指導の実施**

- 1792 • 社会福祉施設等への指導監査における残食調査の確認等により、食品ロス削減にかかる意識の醸成に努めます。

1794 ④ 飲食店等における食べ残しの削減に向けた取組の推進

- 1795 • 飲食店等における「食べきり」の促進策として「大阪市食べ残しぜロ推進店舗」の登録拡大を図るとともに、市民・来阪者への認知度を高めていきます。
- 1796 • 飲食店等で食べ残しの「持ち帰り」を促進するため、飲食店等に対して「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」(令和6(2024)年12月消費者庁・厚生労働省作成)を周知するとともに、市民に対しドギーバッグ(持ち帰り容器)等の活用について普及啓発を実施します。
- 1797 • 「食べ残し持ち帰り希望カード」を飲食店に対して配布し、消費者(市民等)が飲食店に対して、「持ち帰り」を意思表示しやすくするための環境整備を行います。
- 1798 • 会食や宴会のときに発生する食べ残しを減らすための30・10(さんまるいちまる)運動(外食版)を進めます。

1800 ⑤ 来阪者に対する啓発の推進

- 1801 • インバウンド向けに英語版ポスター やリーフレット、多言語メッセージカードを作成し、飲食店やホテル等と連携し、配布することにより「食べ残し削減」を啓発します。
- 1802 • 今後も増加が予想される来阪者に対する効果的な食品ロス削減施策について、関係機関とも連携して検討します。

1803 ⑥ 事業者との食品ロス削減に関する連携の推進

- 1804 • 飲食店等と消費者(市民等)をマッチングし、飲食可能な状態にありながら、廃棄されてしまう可能性の高い調理品や食料を提供する「フードシェアリングサービス」の活用を促し、事業所から発生する食品ロス削減を図ります。
- 1805 • 関係団体や民間事業者と事業連携協定を締結し、食品ロス削減に関する施策を実施します。
- 1806 • 食品関連事業者などの業界団体等に対し、食品ロス削減に向けた働きかけを行います。また、食品ロス削減の好事例を広報し、取組を広げます。
- 1807 • 民間事業者とフードバンク活動団体等とのマッチングのために必要な情報提供を行います。

1808 (4) 行政による率先的取組

1809 ① 災害用備蓄食品の有効活用

- 1810 • 本市の災害用備蓄食品について、賞味期限を考慮した更新の際、賞味期限前の食品について、地域における防災訓練での活用(参加者への配布により自宅での備蓄を促進)やフードバンク活動への提供等を中心に有効活用を進め、食品ロス削減を図ります。

1811 ② 給食における残食削減の取組

- 1812 • 学校給食においては、必要な給食数及び食材量を把握し、適正量の調達に努

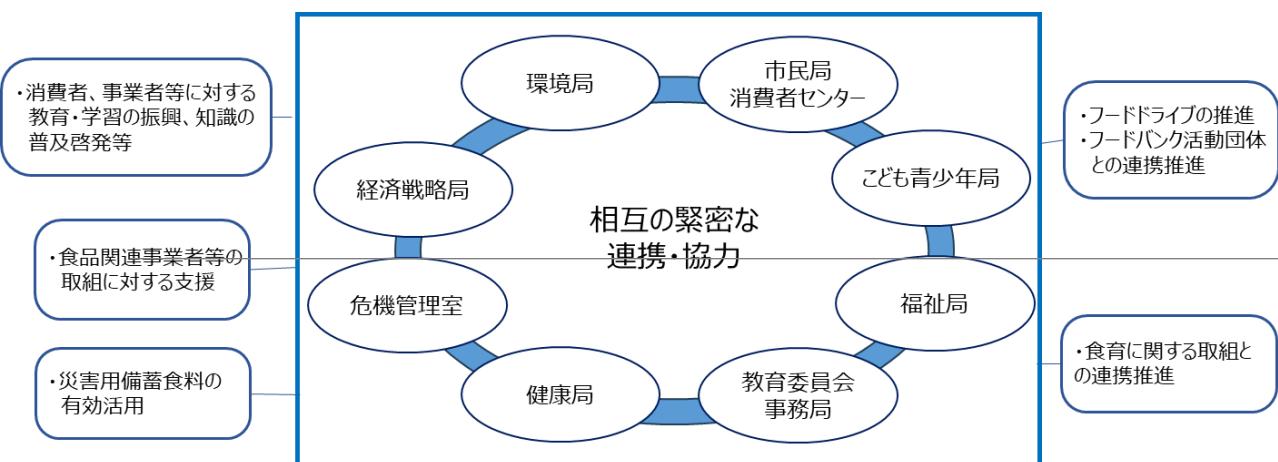
1831 めるとともに、残食の状況も参考にしつつ、献立の工夫や改善を行い、食品
1832 ロスの削減に努めます。

③ 大阪市役所における取組の推進

- 1834 ・大阪市による取組を、国際機関等が開催する会議やワークショップ、研修等
1835 で発信することにより、各国の食品ロス問題の解決に貢献します。
- 1836 ・大阪市は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」※に基づき、庁内にお
1837 いて環境に配慮した取組を推進します。また、「大阪市環境基本計画推進連絡
1838 会」に設置している「ごみ減量推進分科会」を基盤に、「市役所事業系ごみ減
1839 量マニュアル」を活用するなどにより、本市職員の食品ロスの意識向上を図
1840 ります。

5 計画の推進体制

1843 本計画の施策、事業については、関係各局の取組の連携を図るために庁内に設置した
1844 「大阪市食品ロス削減推進連絡会」を通じて組織横断的に連携しながら推進していきま
1845 す。



6 計画の進行管理

1849 定期的に実施しているごみの組成分析調査を活用し、市域で発生する食品ロスの発生
1850 状況を把握し、本計画の施策・事業の進捗状況について、PDCAサイクルに基づく進行
1851 管理を実施します。

1852 進行管理にあたっては、「大阪市廃棄物減量等推進審議会」へ報告し、審議を経ると
1853 ともに、進捗状況を市ホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めます。